

第百四十回 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第六号

平成九年六月十日(火曜日)
午前九時三十分開会

委員の異動

六月九日

辞任

石川 弘君

亀谷 博昭君

香掛 哲男君

吉村剛太郎君

海野 義孝君

六月十日

辞任

林 芳正君

補欠選任

岩井 國臣君

補欠選任

山本 一太君

松村 龍二君

岩永 浩美君

橋本 聖子君

益田 洋介君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

遠藤 要君

片山虎之助君

倉田 寛之君

永田 良雄君

松谷蒼一郎君

今泉 昭君

広中和歌子君

清水 澄子君

齋藤 勲君

笠井 亮君

委員

岩井 國臣君

岩永 浩美君

狩野 安君

久世 公亮君

斎藤 文夫君

塩崎 恭久君

関根 則之君

中島 眞人君

長尾 立子君

橋本 聖子君

保坂 三蔵君

松村 龍二君

三浦 一水君

宮澤 弘君

山本 一太君

阿曾田 清君

荒木 清寛君

石田 美栄君

泉 信也君

岩瀬 良三君

小林 元君

鈴木 正孝君

浜四津敏子君

益田 洋介君

日下部輝代子君

角田 義一君

峰崎 直樹君

須藤美也子君

佐藤 道夫君

田村 公平君

山口 哲夫君

白須 光美君

田中 久雄君

西崎 哲郎君

池尾 和人君

賀来 景英君

青山学院大学経
済学部教授 小林 襄治君

本日の会議に付した案件

○金融監督庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備
に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(遠藤要君) ただいまから行財政改革・
税制等に関する特別委員会を開会いたします。

金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施
行に伴う関係法律の整備に関する法律案を一括し
て議題といたします。

本日は、両法律案の審査に際し、参考人の方々
から御意見を賜うこととしております。

参考人の皆さん方に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙のところ当委員会に御出席を
いただき、まことにありがとうございます。皆
様の忌憚のない御意見を賜り、両法律案審査に反
映させてまいりたいと存じますので、よろしくお
願いいたします。

本日の議事の進め方でございますが、まず参考
人からそれぞれ十分程度御意見をお述べいただ
き、その後、委員の質疑にお答え願いたいと存じ
ます。

まず、西崎参考人からお願いたします。

○参考人(西崎哲郎君) 西崎でございます。

きょう、当面の金融行政の非常に重要な課題に
ついて参考人として意見を述べさせていただきます。機
会を得まして、大変光栄に思っておりますし、感
謝いたしております。

私は金融学者でもなければ金融機関の関係者で
もないんですが、経済記者として昭和三十年代の
初めから金融行政、金融政策を一貫して取材しま
して、特にこの二十年間は金融制度調査会の委員

として金融制度の問題にかかわってまいりまし
た。この数年間は特にディスクロージャー、ある
いは金融三法制定にかかわった基本問題委員会、
あるいは早期は正措置の検討会、それから日銀法
の改正小委員会の委員、それから現在日本版ビ
ッグバンを検討中の金融機能活性化委員会、これは
池尾先生と御一緒にしているんですが、そういった
最近の金融行政の転換あるいは金融改革に直接か
かわってまいりまして、そういう立場で率直な意
見を述べさせていただきたいと思っております。

現在、日本の金融制度はあらゆる分野で改革が
進んでおります。その規模の大きさと深さにおい
ては恐らく戦後最大の改革だと思っております。

第一は、金融行政の転換であります。これは、
金融機関の自己責任と市場の規律を中心として、
行政の役割というものは市場のルールをつくり、そ
れから違反に対してペナルティーを科す、それか
らプレーヤーである金融機関の健全性をチェック
し、問題のある金融機関に対しては業務改善指
導、さらには破綻処理、それから預金者の保護、
こういったものを透明な形で図っていくという役
割に徹することになっております。その中核をなす
のがディスクロージャーであり、早期は正措置で
あり、この新しい金融行政のなめなすのが現在
在設立を御審議中の金融監督庁であります。

こうした規制と保護、つまりいわゆる護送船団
行政からの転換というのは実は金融制度調査会でも
数年前からその必要性が強調され、大蔵省も一
応は転換を宣言してきたわけでありまして、今
回、国会の論議の高まりの中で金融監督庁の設立
という形ではっきりとした制度が確立されようとし
ていることは、裏打ちが確立されようとしている
ことは大変高く評価いたします。

第二は、日本のすべての金融市場、金融業務に
関する規制の撤廃、自由化であります。いわゆる

紀元二〇〇一年を目標にしました日本版ビッグバンでありまして、これは金融産業を活性化し、国際競争力を強化し、利用者利便の向上を通じて国民経済の発展に貢献しようとするものであります。この金融システムの改革は、会計制度あるいは税制の国際的整合化、さらには昭和十七年以来の日本銀行法改正までを包含し、戦後制度の全体的な改革が同時並行的に進行しようとしております。

これら一連の改革は、日本の金融制度や金融機関に対する内外の信頼を回復し、千二百兆円を越す個人の金融資産を有効に活用し、二十一世紀の日本経済を支える一翼として金融産業が正しく発展するために必要不可欠であることは明らかであります。

しかし、その反面、改革の規模の大きさは、現在改善傾向にあるとはいえず、依然巨額の不良債権を抱える金融の不安定要因を加速しかねません。このため、金融システムの安定に細心の注意を要することは極めて明らかであります。しかも、最近のトップ証券、トップ銀行の不祥事件が、金融機関に対する信頼度を著しく低下させていることは御存じのとおりです。

金融システム安定の重責を担うのはまさに新設される金融監督庁であります。私は、必要最小限の金融制度の企画立案機能を大蔵省に残して、銀行局、証券局を金融局に統合し、証券監視委員会を含め検査監督機能を大蔵省から分離独立させる今回の金融監督庁設置法案と関係法律の整備に関する法律案に賛成いたします。

しかし、ここで幾つかの要望を述べさせていただきます。最も重要なのは、金融監督庁が円滑に機能するかどうかというより、円滑に機能するために最大の限の配慮を払う必要があるということです。そのためには、まず第一に検査体制の拡充強化の必要であります。

日本の検査官の人数は、例えばアメリカに比べますと圧倒的に少ない。しかも、検査の頻度、回数という点では、アメリカは原則一年、検査官の常駐制度も見られるわけですが、日本は平均二、三年、大手銀行は四年に一回、生損保に至っては五年に一回という状況です。もしすべての金融機関を二年に一回の検査ということにすると、現在五百十九名いるわけですが、二倍の人員が必要だという試算もあります。しかも、早期は正措置の導入によって、基準を下回り行政処分を下す金融機関には臨時検査が必要になります。さらに、デリバティブなど金融技術の高度化に対応して検査官の専門能力の向上も必要になります。量、質とも拡充強化の必要があり、米国のように民間から人材を集めるべきだと思います。

第二に、人事交流の必要です。検査監督は専門的技能だけではなく、金融制度全般の状況、内外金融界や経済の動向など広い視野と知識が必要です。大蔵省の企画立案部門にしても現実の監督行政を知る必要があり、監督庁と大蔵省、さらには日本銀行との人事交流を図るべきだと思います。

第三点は、信用秩序の維持に重大な影響を与える破綻処理です。早期は正措置に伴う業務停止命令は金融監督庁の任務であり、通常の破綻処理は問題ないのですが、大型破綻になりシステミックリスクの危険性を持ち、大蔵大臣の要請によって発動される日銀特種、預金保険機構の資金不足に対応する公的資金導入、国際的な信用危機対策、こういったことは大蔵大臣との連携プレーが極めて必要でありますし、それも緊急の処理が求められるわけですから、法案では監督庁長官と大蔵大臣の協議を規定しておりますが、特に当面の金融不安定期間は、大蔵省の影響を排除するといったような徹底的なことではなくて金融システム安定という大局的な立場から密接な協議、協力関係が必要であると思います。

実は、まだ私は財政と金融の分離あるいは各党から提出されている法案その他について意見を述べたいのでございますが、ちょうど十分時間がたちましたので、質疑のときに機会があれば意見を述べさせていただきます。御清聴ありがとうございました。○委員長(遠藤要君) ありがとうございます。○参考人(池尾和人君) 慶応義塾の池尾と申します。本日は、意見を陳述する機会を与えていただきまして大変ありがとうございます。私は、今般設置が予定されております金融監督庁の任務の明確化、言いかえしますと今後の金融行政の内容の再定義の必要性といった点を中心に意見を述べさせていただきます。一般的に、新しい皮袋には新しい酒を入れる、新しい酒は新しい皮袋に入れるというふうな言い回しが存在いたしますが、これは私の理解が不足しているためかもしれませんが、どうも新しい皮袋をつくるという話はよく行われていると。つまり、新しい皮袋、組織をつくる、組織を変更するという点についての議論は大いになされているというふうに思いますが、それに比して、新しくつくった組織の役割、内容、言いかえしますと新しい皮袋に入れる新しい酒の内容については相対的に議論が不足しているのではないかと、いうふうに私は思っております。

せっかく組織を変更し、新しい皮袋をつくったとしても、そこに入れられる酒が昔のままのものであればこれは全く意味のないことになりかねないわけでありまして。組織というのは器でありまして、中に入れられるものによって、器だけ新しくすれば新しい内容が自動的に実現するという性格ではなくて、どういった任務が与えられているかという点によって、組織形態自体はある程度むしろ運用上の柔軟性を持って変更し得るということだと思っております。

そういう意味では、分離するかしないかといったようなことは確かに重要ではあります。それ以上に、どのような金融行政を今後展望するのかという点の方が、私の個人の考え方からいいますとより重要なポイントではないかというふうに思っております。

それで、現在、橋本総理の指示を契機に日本版ビッグバンという標語のもとに金融システム改革が推進されようとしたというわけでありまして、そこで掲げられておりますように、我々が目指すべきなのはフリーでかつフェアな市場であります。そしてグローバルスタンダードになつた市場をつくるということでありまして。我が国の金融システムがこれまで決してフリーなものではなかった、自由なものではなかったということはよく知られているわけですが、今般再び明らかになったような不祥事等を含みますと、残念ながらフリーな市場でなかったのみならずフェアな市場でもなかったというふうな現実が明らかになっているわけですね。

そうしたことを踏まえまして、今後自由かつ公正な市場をつくるという課題は極めて重要であるというふうに考えますが、自由と公正を両立させるということは実は非常に困難な、決して生易しい課題ではないということが指摘できると思います。単に自由であるだけであればこれはごく簡単な話でありまして、一切の規制を外せばいいわけですが、その場合、そうした措置だけであれば不正な取引等が横行しかねないということが懸念されるわけでありまして。

そうした観点から申し上げますと、残念ながら現在の我が国には公正取引を確保し、利用者の保護を図るための制度的な基盤が決して十分に整っていないとは言えない状況があるわけでありまして、一つ例を挙げさせていただきますと、現在、多くの者から資金を集めて、その資金をプールして合同運用するというふうな商品、仕組みが多数あるわけでありまして。集合的投資商品というふうな表現もいたしますが、そうした仕組みは現在多数存在するわけですが、そうしたものが現状においては紙割りでばらばらな法律によって規制されているというふうな現状があります。具体的には、証券投資信託は証券取引法で規制

されている、商品ファンドは商品ファンド法で規制されている、不動産の証券化商品は不動産特定共同事業法で規制されている、それからリース、クレジット債権の流動化商品は特定債権法で規制されているということで、これらの商品は名前こそ違いますが、今申し上げましたように、多くの者から資金を集めて合同運用する投資商品であるという点において全く経済的機能においては共通のものであります。それが統制の規制のもとにあり、したがって利用者保護、公正取引確保のための規制のレベルに相違があるというふうな現実があるわけでありまして。

そうしたことを考えますと、今後必要なことは、横断的で包括的な、それを金融サービス法と呼ぶかどうかは別の問題であります。とにかく内容として横断的で包括的な公正取引確保のための法制的枠組みを確立するということがぜひとも必要であるというふうに思っております。そうした横断的、包括的な法制的枠組みのもとでディスクロージャー規制、インサイダー取引や相場操縦等を防止するための公正取引規制、ディスクロージャー規制と不正取引規制の二つに關しては徹底的にむしろ強化をするというふうなことが、冒頭申し上げましたように、自由でかつ公正な市場を確立するための最低限必要な条件ではないかというふうに思っております。

ところが、そうした法制的枠組みを現実に実現にエンフォースしていくといえますか、そうしたことを実際に実現していくためには、それを支える組織、機構をやはり整備しなければならぬというところになるわけでありまして、先ほど西崎参考人もおっしゃいましたが、そうした組織、機構を整備するといいたしますと、それに伴う人員等は当然のこととして増員が必要になるというふうに思われます。

そうした意味で、今後の金融行政を充実あるものとして遂行していくためには、それに伴う行政コストの増大という問題が避けがたい問題として存在するというふうに考えます。しかしながら、

そうした意味での行政コストの増大はいわば惜しむべきではないコストだというふうに私は考えております。そうしたコストまで惜しんでしまうならば、それはやはり立派な金融市場はできない。ロンドン、ニューヨークは、そうしたコストは決して惜しんでいないということがありと思えます。

今、申し上げたような組織、機構として金融監督庁というものは設置されるべきであるというのが私の意見であります。そして現在予定されております内容での金融監督庁の設置は望ましい方向に沿った第一歩であるというふうに私は評価いたしております。

しかしながら、あくまでも第一歩であって、もしこれで金融行政改革が打ちだめだということになりますと話はもう全然違ってくるわけでありまして、決して満足できないということになります。この十一月には行政改革会議が中央省庁の抜本的な再編成策を打ち出す、提示するということが予定されているわけでありまして、そうした全般的な行政改革の中で、さらに財政と金融の完全な分離を図り市場監視を任務とする強力な監督機関の確立ということが図られていくというふうな将来展望の中といえますか、そうした文脈の中で位置づけた場合には、今般の金融監督庁設置法案については正しい方向の第一歩であるというふうに評価し、賛成したいと思っております。

最後に一言だけ付言しておきたいと思っておりますが、私は、監督機関の完全な一本化ということについては必ずしも賛成ではありません。

現在、通産省や労働省、農水省等に分散化している金融監督権限、今般共管ということになる権限ですが、その部分に關して金融監督庁に権限を集中することは必要であるというふうに思っております。金融監督庁だけが独占的監督機関になることは決して好ましくないというふうに思っております。私は、金融監督庁と中央銀行である日本銀行が相互にチェック・アンド・バランスを働かせる形で金融監督を行うという体制が望ましい

というふうに考えております。

国鉄を民営化する際にJRを全国一社にしないで分割したのは、その相互の間の、経済学の言葉で申し上げますとヤードスティック競争と申しますが、そうしたある種の競争を働かせるというところがねらいであったわけでありまして、同じように金融監督制度に關しまして、金融監督庁と中央銀行が相互にヤードスティック競争をするというふうな状況が望ましいというふうに考えております。

以上です。

○委員長(遠藤要君) ありがとうございます。

次に、賀来参考人にお願いたしました。

○参考人(賀来景英君) 賀来でございます。

本日、このような場で意見陳述の機会を与えられまして大変光栄に存じます。

私は、現在は大和総研という民間の金融機関に勤務いたしておりますが、昨年まで大分長く日本銀行におりました。そこで、日本銀行では余り銀行の監督という言葉は使われないのでございまして、銀行の審査という仕事にも若干携わったことがございまして。

そうした経験も交えて、意見を三点ほど述べさせていただきます。

第一点は、検査監督体制の枠組みについてでございます。

今、世界の金融の先端的な流れは、申すまでもなく銀行、証券、保険といったいわば伝統的な金融の中での業務の区分がだんだん取り払われて、次第にそのような区分がもう意味すらなくなってくる、こういう方向にあるわけでございます。日本のビッグバンもまさにこうした流れにさお差すものであるわけでございますが、そうすると検査監督体制のあり方もまたそれに対応して変化が求められるわけでございます。今般の金融監督庁の場合、銀行、証券、保険をすべて対象とするというところは、こうした流れに見合うものだと思うわけでございます。

ただ、ここに私は二つ問題があるようにも思います。

一つは、運用の問題でございます。監督庁の中に銀行、証券、保険が全部含まれるといいますが、その中でそれぞれがいわばタコつぼみに縦割りに検査監督されるということであると余り実態的な意味は乏しい。この中の内部組織のあり方とか運用について工夫が必要ではないかという気がいたします。

第二は、より大きな問題でございます。これは池尾参考人からも今お話があったところでありますが、労働金庫等はほかの省との引き続き共管になっている部分がかなりあるという問題でございます。しかも、この中には労働金庫等のいわば伝統的な金融機関のほかには労働金庫等のいわば商品投資販売業者であるとか特定債権等譲り受け業者等、いわばこれからのセキユリタイゼーションを担うという新しい分野、これについてそのまま単に共管になっておる。

こういうことで、どうも今回の場合、次代の今後の業界のビジネスの壁を取り払っていくような、新しい動きを先取りしたような検査機関がつけられたとはどうも言いにくいのではないかと思います。

二番目に、私の意見として、いわゆる財政、金融の分離について一言申し上げます。

今回の金融監督庁が総理府の外局として設立されたという中には、財政、金融の分離論が大きな背景をなしていたかと思えます。財政、金融の分離というのはさまざまな側面があるわけでございます。一番重要な問題はもちろん金利政策に代表されるような金融政策と財政政策の分離ということであるはずでございますが、これはもちろんここでのテーマではなく、むしろ日銀法改正のテーマでございますので持ち切れないわけでございますが、銀行に対する検査監督と財政とのかわりという点はどうか。

そうすると、従来言われておりましたのは、財政当局は税の当局でもある、税の当局の主要な関心事は当然のことながら税収の確保である、それ

と金融機関経営の健全性の確保を第一の使命とする監督当局とは立場が違ふ。例えば、よく言われることでございますが、銀行の不良資産査定に当たって税金確保の観点からは甘目になるということがあります。実際そういうことがどのぐらい起きたかどうか、こういうことは別問題としましても、そういう可能性はあるという事は事実でございまして、そしてその可能性があるということは軽視されるべきことではない。

そのような意味で、今回検査監督機能に關しましては財政当局から分離されたというのは好ましい改革であらうと思うわけでございまして。

ただ、残された問題はあつたわけでございまして、企画立案の問題は別にしましても、分離が完全ではない。一つ議論の対象になっておると承知しておりますのは、金融監督庁長官は、法律の書き方は「内閣総理大臣は」となっていると存じますが、場合によっては破綻金融機関の処理に当たって大蔵大臣と協議を要するという決めがあるわけでございまして。これは、協議を要するというところで、場合によつて協議を要する、特にいわゆる公的資金の投入を含むようなケースにおいて独断専行ができないというのがある意味で当然のことだと思います。

ただ、いささか懸念を感じますのは、その協議を要する条件が「信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるとき」と極めて漠たる表現でございまして。このことは、私の考えでは、言いかえまして日本において破綻金融機関の処理は残念ながら今後もお必要と思ひますけれども、そのルールというものがはっきりと定められていない。その反映として、このような金融監督の権限の限界についても非常に漠たる決め、定めになつていゝという問題があるように感じております。

最後に、三番目の意見としまして、検査監督の中身というところについて申し上げたい。

これは、池尾参考人が言われたところと私は考えが全く同じでございまして、組織よりもまず中

身が問題である。本来であれば、中身の議論があつて、次に組織の議論に移るというのが筋道だと思います。やや議論の順番が逆転しているという残念な印象を持ちます。

この点につきまして、私は二点申し上げたいと思ひます。

一つは、今までの事前にチェックする、金融機関の業務活動のあり方等を事前にチェックしてこれに縛りをかけるという監督のあり方から、そのところは相当自由にして、不正行為がないか、あるいは健全性を結果として損なうような取引が行われていないか、事後にチェックをするという方向に重点が移らなければいけない。これが大きな原則であらうと思ひます。これがまさに今進められようとしているビッグバンに見合った検査監督のあり方ということであらうと存じます。

二番に申し上げたいことは、監督あるいは検査と申ししましても、民間の自主性を引き出すとか、あるいは市場の制裁、市場によつて罰せられる、例えば取り入れ金利が高くなるというような形で市場の制裁を受ける、そういう面を大いに活用すべきではないかという気がするわけでござい

ます。最近の一連の金融機関不祥事によりまして、罰則規定を強化するということが検討中と伝えられております。私は、これも池尾参考人と同意見であります。自由化にはコストが伴う、そうした罰則の強化というものは、それに伴う行政機関のある種の拡大ということが必要なことと考えます。しかし、このような問題をすべて当局のいわず取り締まりで防ごうと考えますと、これは巨大な警察国家をつくらなければならないということにならうと存じます。そのためには、やはり最初に申し上げたような民間の自主性ですとか市場の力をかりるのはいゝのではないかと。

一つ極端な例を申し上げますと、規制緩和を各方面で非常に思い切つて進めておりますニュージーランドの場合、ここでは当局による銀行検査は一切停止しております。そのかわりに非常に徹

底したディスクロージャーを金融機関に求める。そしてそのディスクロージャーの後に虚偽が発見された場合、そのディスクロージャーにサインをいたしました経営陣は投獄の覚悟をしなければならぬ、こういう形で歯止めをかけようとしているわけでございます。これは一つの非常に大きな実験と申すべきで、まだ十分なテストを得たとは言えない。しかし、今申し上げたような、当局の規制と民間の自主性あるいは市場の制裁との組み合わせという一つの注目すべきパターンを示しているものかと思ひわけでございまして。

私の意見は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○委員長(遠藤要君) ありがとうございます。

次に、小林参考人にお願ひいたします。

○参考人(小林義治君) 青山学院大学の小林です。

こういう場での発言の機会を与えてくださいましたことにまず最初に感謝申し上げます。私、どちらかといひますと海外の証券市場の研究、特にイギリスの証券市場の研究をこの十年間かやつてきております。ビッグバンというところでイギリスが八〇年代に大改革を行った、そういうようなことに關連した論文が目にとまつて、きょう呼ばれたということ。どちらかというところ、海外などの慣行から見ると日本の視点がどうであるのかという点から、若干の御意見を述べさせていただきますと思ひます。

一つ、イギリスで八〇年代にいろんな改革が行われて、それが総称的にビッグバンと呼ばれるようになったわけですが、それをどう評価するといふことはともかく、イギリスに即して言えれば、いわば銀行法が七九年、いわば証券取引法に当たる金融サービス法が一九八六年というところで、それ以前にはほとんど自主規制という言いわけのゆるゆるな規制しかなかった。それが新しい規制の枠をつくり始めてきたということ。その経験から学ぶとすれば、規制というの

は年がら年じゅう中身が變つてきてゐる、絶えず改革されているというふうに言つてよろしいかと思ひます。

ということは、今回我が国において金融監督がつくられていく、今まで検査とか監督とか行われていたわけですが、それも基本的には業者とか市場とかそういうものを育成していく、そういう意味での産業政策的な観点、それに有効な範囲内で使うというようなことだったのでないかと思ひます。それが今回は、これからや

り一定のルールさえ守れば自由何でもやってよい、競争を促進していく、そういう中で効率性を追求していく、そういう方向に變つていった、そういうことの表現の一つのあらわれじゃないか。そういう意味で大いに歓迎したいと思ひ

るわけです。

ただ、そうであっても、業務の展開というものは常に金融革新の激しい中で變つていく。そういう中で常にフレキシブルにルール等を見直していく、あるいは法律も必要に応じて絶えず變えていく、そういうことが必要になつてくるのではないかと。そういうことがまず一つ今後の課題としてあるのではないかと。また、イギリスの経験もそういうことだと思ひます。

それから二点目に、今度の監督庁、ある意味では銀行と証券、これに多分保険も入るんだらうと思ひますけれども、同一の機関でそういうものをすべて監督する、これは恐らく世界的に見ても最も最先端と言つてもいいほどの新しい動きじゃないかと思ひます。そういう意味では、銀行とか証券、あるいは保険とは区別しにくい商品、あるいは金融業務がふえてくる中で、これも方向性としては歓迎したいと思ひます。

ただ、その中でやはり厄介なのは、企画立案と検査監督、そういうものを分離していくということなんですけれども、これもよく考えたら、どこからどこまでが企画立案でどこからどこまでが検査監督なのか、常にこの両者はフィードバックしなきゃならないという關係にありますので、そ

ういふことは、今回我が国において金融監督がつくられていく、今まで検査とか監督とか行われていたわけですが、それも基本的には業者とか市場とかそういうものを育成していく、そういう意味での産業政策的な観点、それに有効な範囲内で使うというようなことだったのでないかと思ひます。それが今回は、これからや

の点が必ずしもまだ明確には定義されていない。やはりこれからもっとそういう点を明確にしていなければならないのか。あるいはまた、極論すれば、ルールを決めるのは国会の仕事であつて大蔵省の仕事ではないという見解も、極論ですけれども成立し得る面があるということではないかと思ひます。

そこら辺が大枠のところなんです。そうしますと、今回できようとしている検査監督の問題、これはもう既に他の参考人の方々が指摘したことですけれども、現在の五百名程度の大蔵省の検査官で検査する、これはアメリカやイギリスの例を見ても事実上不可能ではないか。イギリスの例でいへば、いわゆるSIBと言われる証券投資委員会、アメリカのSEC的な機関ですけれども、そこが二百名、それから自主規制機関の最大手のSFAで三百名、それだけで五百人です。それよりも証券業務だけです。それ以外に銀行関係の監督が入るわけです。SECは二千とかそのぐらいのことです。

それから、やはりコストの問題というものを本當に真剣に考えなきゃいけない。検査官の数も必要でしょうし、やはり相当にコストがかかる問題じゃないか。その場合、SECは罰金でかなりそれを賄っているとか、それからイギリスの場合ですといわゆる取引の一件ごとにレベィをかけられてそれをみんなが負担するというような仕組みをつくっているとか、この点はやはりまた違った、日本でも預金保険に対してみんなが預金保険料を払っているわけです。そうしますと、こういうことをやるためにはこのぐらゐのコストがかかるというところをもっとはっきりと提示して、その負担の方法も考えるべきではないか。こういう課題がやはり残っているのではないかと思ひます。

それから、監督庁を独立させるわけですから、伝え聞くところでは地方段階で財務局を利用するといふ話を聞いておりますけれども、それはちょっと一貫しないんじゃないか。やはり監督庁が地方段階でも独自のシステムをつくるべきじゃないかというふうに思つております。

ないかというふうに思つております。

それから、この点も既に指摘されていることですが、スタッフは国家公務員になる、これは当然だろうと思ひます。ですけれども、海外のこういう監督機関等を見ても、弁護士とか会計士とかそういう専門家というものが非常に活躍しているというところが一つ。それから、例えばSECですと、これは有名な話ですけれども、初代の委員長になるのがケネディという、ケネディ大統領のお父さんですけれども、これは二〇年代にさんざん投機で稼いだと言われている人でもあるわけです。特に証券取引は最近デリバティブとかいろいろ複雑化してきている。そうすると、そういうものに対応できる経験者、実務家をやはり積極的に抱え込んでいくということがいま一つの重要な要素になつてくるんじゃないか。その点では、今まで検査といふものをやっていたけれども、この間の不祥事というものが示すものは、それほど検査が徹底できなかった、そういう原因がちょっとどこにあるのか、いま一つ私にもわかりませんけれども、そういうことを反省して、それから専門家あるいは実務家、そういう者を起用しつつやはり今後の体制というものを考えていくべきではないかと思ひます。

その過程で、もう一つ言わせていただきますと、やはり検査あるいは監督の目的というものをどこに置くのか。従来、法律違反を摘発する、不正行為を摘発するといふ話がありました。私に言わせれば、それは警察がやるべき仕事じゃないかと。それで、やはりこういう検査をするのは銀行であり証券会社であり、公正な市場をつくらなければならない、あるいは預金の保護が図られるという健全な業者である、そういうことが納得できるようなスタイル、そのための要するに監督ということになるのじゃないかと思つております。そういう意味で、検査の目的とかあるいは何をやっていいのか、そういうものを非常に国民にとつてわかりやすく説明できるというか、そういうふうな活動というものも私は期待したいと思ひます。

それと、ちょっとずれるかもしれませんが、例えはイギリスなんかの例ですと、SIBとかSFAとかそういうところの実務家の代表が入っているというところは申しましたけれども、最近の一種のいわゆる社外取締役的な感じでもないですけれども、むしろ国民が、預金者代表であれ投資者代表であれあるいは借り手代表であれ、そういうような者が監督庁に参加できる、あるいは恒常的に参加できるというようにも考えられ、やはりこういうものがあることによって我々の預金を守られ、あるいは市場が公平にできている、何かそういうことも考えていただけたいんじゃないかと思ひます。

それと絡んで、やはり今度の監督庁というものの、これは本當に権限が十分なのか。例えは危ない金融機関、財務比率等から見て危ないとかいふふうに思つたとき大蔵大臣あるいは総理大臣と協議する、重大な場合はそうなるでしょうけれども、そうでなくて、これから自由化されていけば、一定の基準ができたなら、自己資本比率がどこまで行ったら、危なければ直ちに営業を停止するとか、場合によればもう少し権限といふものを持たせる、監督機関として権限を持たないといふのは十分じゃないか。あるいは、その罰則規定といふものも、これは監督庁の問題でないのかもしれないんですけれども、やはり罰則規定といふものはほとんどないわけですから、そういうこと今後考えて、入れていっていいのではないのかというふうなことを感じております。

以上でございます。どうも御清聴ありがとうございます。

○委員長(遠藤要吾) ありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。

これより質疑に入ります。

○保坂三蔵君 自由民主党の保坂でございます。きょうは、四名の参考人の先生方においていただきますが、大詰めに來ております私どもの審

議に大変役に立つ切り口でそれぞれのお立場からお話を承りまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。

限られた時間でございますが、何かお尋ねしたいと思ひます。

最初に池尾参考人にお尋ねをしたいと思ひます。

先生は、知る人ぞ知るところか皆さん御存じのとおり、日本版ビッグバンという言葉が最初に概念として言葉ともども世の中に御提案していただいた、私も注目をした先生の行動でございます。

現在、先生が発表されておりますいろいろな論文などを今日まで拝聴してまいりましたけれども、今の日本版ビッグバン、これが現実には二面作戦になつていっていると。不良債権の対策が終わった後で本来やるべきだった。しかし、現実はそのような二面作戦でやるのは戦術的に言つても本當は愚かな行為だけれども、やるしかない。しかも、二〇〇一年に仮に日本版ビッグバンが成功しても、世界の一九九六年に日本は追いつくだけである。こういう非常に極めて厳しく、しかしやらなくちゃならない。九九年のヨーロッパの統一通貨のユーロを展望しながら、はつきりと私たちが方向を示していただいているわけでございますが、今ここにもう一つ、金融不祥事が日本のトップバンクあるいはまた野村証券等によって引き起こされた。

こういう状況の中で、先生がお考えになつて現在のビッグバンの枠組み、そしてまた進行状況をどういふふうに御評価されるでしょうか。それから、先生がお考えになつていらっしゃる急ぎ次なる手というのはいくつなところにあるものでしょうか。そしてまた、今度の金融機関の不祥事はビッグバンに影響を与えますでしょうか。

その点のお話をお願いしたいと思います。

○参考人(池尾和人君) 大変包括的な内容の御質問で、全面的にお答えするのはやや難しいかと思ひますが、若干私の思うところを述べさせていただきます。

だきたいと思ひます。

一つは、今の御質問の中にもありましたが、金融改革のテンポといひますかスケジュールというものに關しまして、残念ながら実は我が国だけで決められるものではなくて、という問題が一つあるわけでありまして、国内事情だけを考へて金融制度改革のテンポを決めてよいのであれば、今のような状況を考へますと、あるいは不良債権問題等の処理を優先させて、それが本格的な解決のめどを見た段階で制度改革に踏み込むというふうな二段階での改革ということもあるいは考へられ得るかも知れませんが、残念ながら、我々は国内事情だけで物事を決められる段階にはもうない。

金融というのは、八〇年代以降、最もグローバル化が進んだ産業であるというふうな側面を持っているわけでありまして、俗に言われます大競争時代の中で、そうしたグローバル化が最も進んだ側面を持つ金融にかかわる制度改革というのは、残念ながら我が国の事情だけでは決められない。今の御質問にもありました、例えば、一九九九年の一月から統一通貨のユーロの発足が本格的に見込まれているというふうな事態を踏まえた形での対応を迫られざるを得ないという事情があるわけでありまして。

そういったしますと、どうしてもといひますが、極めて困難であつて、したがつて非常な慎重さは要求されると思ひます。慎重さといひるのは、従来日本の金融制度改革で慎重にと言つと、やらないとか、おくらせるといふ意味で使われることが多かったわけですが、そういうことではなくて、言葉本来の意味での慎重さを持った形での取り組みといふものが求められるわけですね。対外的関係等を考慮した場合、現在予定されている速度をおくらせるということとはかなわな話ではないかといふふうに私は思つております。

それから、改めてまた明らかになつた今回の幾つかの不祥事ではありますが、これはちょっと誤解を招きがちなる表現になるかと思ひますが、中期的

には改革にとつてプラスだといふふうに私は考へております。現在明らかになつた事態を見れば、改革の必要性がないといふことはもう絶対に言えないといふことはますますはつきりしたといふ意味において、短期的な影響は別にして、中長期的には日本の金融システムをより健全なものに改革していくための促進材料であるといふふうにとらえております。

○保坂三蔵君 また質問さんにちつとお尋ねしたいのでございませう。

先ほどもいろいろお話を承りまして、日本型ビッグバン、基本的には自己責任と市場ルールの確立ということによつて、何かあつたときには事後にチェックをしていく、事後のチェックというのは当然罰則規定などの強化と、こういうお話がございました。私も全くそのとおりだと思つてございませう。

実は、先ほどもどなたかの先生からお話がありました、昭和五十六年の五十年ぶりの日銀法あるいは金融四法の改正にさかのぼる状況を私たちも顧みますと、あの当時、既にデフレスクロージャーの問題だとか自己責任の問題が十二分に論議をされて、しかも市場の自由性に任せた、そして行政の介入は極力避けた、罰則規定もむしろ旧法よりも緩和して懲役刑などを廃したといふような歴史があるんですけれども、今度のトップバンクの事件などを見ますと、全くその反省がないわけですね。当然強い罰則をもう一回復活しなくちゃいけないんじゃないかといふことで、私も去年と与党三会派で論議をいたしまして、例えば、金融人を対象とした特別わいろ税の新設とか、業務報告書の虚偽記載などには懲役刑の復活を目指すなどを提案したんですが、結局まとまらなかつた。ところが、今度の事件で一気にまた罰則規定がわつと世論として出てきた。

こういう利根的なものでいいのか、もつと長期的な展望で、本来好ましくないものなのか、そのあたりを明確にそろそろ決着をつけなくちゃならぬ時期に來ていゝと思ひまして、御意見を承りたいと思ひます。

○参考人(實業界代表) 非常に重要で根本的な問題を提起されたように思ひます。

私は、罰則とかあるいは当局による規制というのは必要であると思ひます。自由化が進むとか、あるいは従来金融と思われていなかったところが金融業務に似たことを行う。例えばスワップの西友で決済ができるとか、だんだん金融と金融でないと思はれていくものの境目がはつきりなくなるといふ変化がございませう。しかし、それにもかかわらず、やはり金融産業といふのはほかの産業とは別である。

何が別かはいろいろ議論がございませうが、簡単に言つて、つづめると二つのこと。一つは、やはり決済のシステムといふものは社会全体にとつて非常に重い存在である。これが壊れると社会的なコストが非常に大きい。それからもう一つは、そうすると資本市場は余りそれと関係がないように見えますけれども、金融商品といふのは、例えば車のように目で見ればわかるというふうなものではどうもない。かなり抽象度の高い商品である。しかも、それがますます難しさの度が加わりつづめる。そういう商品については、やはり公正な取引確保のための特別の手段が必要である。そういう意味で、金融産業といふのはほかの産業とは違ふ、当局による規制とか介入がどうしても必要なのではないかと思ひます。

したがつて、なるべく先ほど申し上げましたような金融機関の自己責任とか自主努力、あるいは市場の制裁に任せるということとは必要であります。それが事は済まない。どうしてもペナルティーといふものが必要になると思ひます。ただ、これはフランスの問題でございまして、必ずペナルティーにもまたコストが伴う。したがつて、コストとリターンとのバランスを考へなさいけない。

コストとは何か。いろいろなコストがあると思ひます。一つは、当然、行政、それに属する行政機構の拡大に伴う直接的なコストといふことがございませう。それからもう一つは、そういう規制の度合いを強めればやはり金融機関の自主努力をどうしてもそぐとところがあります。そういう種類のコストがある。それからさらに、規制が強いとそれに甘えてしまふといふ、よく金融のことを論じる人がモラルハザードといふふうな種類の問題もある。そういうさまざまなコストがあるわけがございませう。さらに、行政機構を、規制する機構をどんどん拡大していったとき、その中に不正が生ずるとか癒着が生ずるといふことも当然頭に入れておくべきである、可能性もかなりあり得ると思ひます。

そういう意味で、ただただどこかの規制を強化すればいいといふものではなく、難しいバランスを考へていかなきゃならないといふこととございませうが、私は、現状では規制の程度は弱過ぎる。事前的な規制は強過ぎるのではありません。業務の自由が奪われているという種類の規制が明らかに強過ぎて、これは緩和というよりも撤廃すべきでございませうが、事後的な規制、例えば虚偽報告の罰金が五十万円以下、これはどう考へても弱過ぎると思つてございませう。

○保坂三蔵君 日本版ビッグバン、いろんな手法がありますけれども、トップランナーとして外為法の改正があつた。また、今日、財政と金融の分離といふことで金融監督庁の論議を今しているわけがございませう。いろいろ出てくると思ひます。

私は、実はこのトップランナーの前に、昨年の金融三法の成立もやはり大きなビッグバンに位置づけていける内容を持ったものだと思つていけるわけがございませう。

ここで注目しておりますのは、西崎参考人にお尋ねしたのでございませうが、西崎さんは、早期は正措置に関する検討会、大蔵省の銀行局長の私的な研究会の座長をお務めいただいた。それで、来年の四月に導入が決定といふことで、既にことしの三月にガイドラインが通達として出されて、いよいよ九月期の中間決算では恐らく大手の金融機関でデフレスクロージャーに踏み切るであらう、

こういうふうに使われておりますが、資産査定に
ついてのガイドラインを拝見いたしました。今
までフリー、フェアでやってくれるはずの業界が
罰則を取り入れます。それから早期は正措置
に対するガイドラインも、自己資本比率が客観的
にばっちり出されちゃうわけですね。

これは大変な思いをしているはずなのでござい
ますけれども、このあたりの早期は正措置を導入
した必要性をもう少しお話をいただきたいと思
います。それから、今後、経営の健全性をチェッ
クするのに自己資本比率だけを一つのメルクマ
ールにしているのか、ほかになかったのか、ま
た外国では何かほかにあるのか。

それから、特に私が心配しておりますのは、有
価証券の含み益の算入を認めたということで、株
価の変動によって、これはやはり自己資本比率が
相当乱高下する可能性もあるというリスクがあ
るような気がするんですけども、今後、この含み
益の問題についてはどういうふうにお考えになっ
ておまといいただいた御提言を出したんでしょ
うか。

○参考人(西崎哲郎君) お答えいたします。

まず、導入の必要性、背景ですが、一口に言
うと、日本の今の金融機関の財務諸表、例えば不良
債権の公表総額ですね、それが海外では信頼され
ていないということです。国内でも、もっと多い
んじゃないか、倍もあるんじゃないかという見方
もある。つまり、日本の金融機関の財務諸表が本
当に正確であるかどうかということに対して信頼
度が内外で非常に低下しているということなんで
す。

今度の早期は正措置では、金融機関がまず資産
を自己査定していくわけですね。債権を全部分類
して、正常債権、要注意先債権、あるいは破綻懸
念先債権とか破綻債権とか、それぞれの債権に対
して必要な引き当て償却を積んでいくんです。こ
れは、今までは大蔵省の検査で、いやこれは問題
ですよと。それから、じゃ引き当ては無税の千分
の三、あるいは過去貸し倒れ実績の三年分を積み

ば無税、これが基準になっていたわけですね。自主
的に一々債権を査定して、有税無税にかかわらず
必要な引き当て償却をするということはやってい
なかったんです。

それを今度まず金融機関の自己責任でやらせる
と。これは大変な作業です。それを外部監査が
チェックして、公認会計士ですね、それでそれに
基づく自己資本比率は正確なものが分子と分母で
出てきます。これを国際基準あるいは国内基準と
いうことで基準を決めて、上回ったところには検
査を減らすとか優遇しますけれども、基準をどん
どん下回っていったところには、その状況に応じ
て経営改善命令、あるいは最終的には業務停止命
令まで出すということですね。

それで、これは大変なこと、実はアメリカで
しかやっていないんですね。しかもアメリカは資
産査定というのを前からやっていて、金融が安
定したときにこれを導入したわけですね。欧州は
やっていないんです。それを日本がやるというこ
とですから、この不安定なときに、それだけやっ
ぱりある意味では金融機関の財務諸表に対する信
頼回復が絶対必要だと、これが一つ背景です。

それから、自己資本比率だけでいいのかという
ことは非常に問題なんです。しかし、現在、大体
自己資本比率の八%とか四%という数字は、八%
は、BISの責任者が曇りガラスを見てたら何か
八の字に見えて八にしたとかという説もあるんで
絶対的なものではないんです。国際的な基準にな
っているという気持ちははつきりしている。しか
し、アメリカでは今、自己資本比率だけではな
く、もっといろんな金融機関の本当の自主ガイド
ライン、自分のガイドラインを優先して、それが
だめな場合はペナルティーを科すると、いろん
な方法を検討しています。ですから、今回も三年
以内に見直すということになっているわけですね。
それから、含み益は国内基準については導入し
ていません。算入していません。ただし、自己資
本比率で債務超過になっても清算価値という意味
で、含み益、含み損を清算して、つまり清算価値

としてプラスの場合は破綻命令を猶予する、早急
な経営改善計画がはつきりしているときは猶予す
る、そういう規定になっております。

以上です。

○保坂三蔵君 余り時間がないので大変残念なん
ですけれども、ただいまの西崎参考人のお話を伺
いましたけれども、この早期は正措置制度では、
とられた措置内容は基本的には公表しないとい
うふうに受けとめていいんでしょうか、結果はとも
かくとしまして。

それで、いずれにいたしましても、自己資本比
率は表へ出ますから、そうするとマスコミなんか
はランキングとかレーティングをしていきます
ね。これは弊害がありませんでしょうか。これが
一つ。

もう一つ、実は一番私が心配しておりますのは
地方金融機関なんです。分子も分母も細っている
状況の中で貸し渋りが出てくる。そして、本来助
けなくちゃならない地域の零細企業に回っていか
ないということになりますと、東京市場が活性化
しても、真ん中の地域の金融というのは空洞化し
ちゃうというふうな、非常にいびつな現象を誘導
してしまいうような、こんなことを感
じてなりません。

特に、信用組合の場合は地域に密着しておりま
すから、また協同組合なんかの場合は相互扶助と
いう立場がありますから、本来的に言えば預金者
もお金は赤字の企業であつても仕方ない。相互
に助けようという気持を持って預金しているよ
うなグループが現にいるわけですね。そういう基
本的な地域金融機関の特性まで大きな銀行と横並び
にならないか、こういう懸念がございします。

一分でお答えいただくのはまことに申しわけな
いと存じます。

○参考人(西崎哲郎君) 私は、まさに先生の今
おっしゃったことを非常に危惧しております。

現実には地域金融機関については、きょうお配り
した私のあの中に入っておりますが、今度の活性
化委員会でもそういった、つまり大銀行がとれな

いリスクを地域金融機関がとってきている。特に
協同組合系はとってきている。それがとれないと
いうことになると、地域金融はまさに空洞化する
わけですね。したがって、地域金融機関本体に対す
る例えば信託業務の増大とか、あるいは自己資本
拡充の手段、劣後ローン以外、それも認めろと
か、そういった地域金融が空洞化しないように配
慮しなきゃいけない。それを私も強調しました
し、その趣旨は今度の日本版ビッグバンの提言に
も入るはずですね。

○保坂三蔵君 小林先生、済みません、時間がな
くなりまして。

ありがとうございます。

○泉信也君 平成会の泉信也でございます。
本日は四人の先生方、ありがとうございます。

早速お尋ねをさせていただきまして。
私も、今回の日銀法あるいは金融監督庁の
法律につきまわっているいろいろな議論をしてまいり
ました。その背景はもうどこから申し上げるま
でもございしません。往々問題等、いろいろな問題
がございしました。そういう中で、企画立案部門と
いうものを検査監督と分けておくということが本
当にいいことかどうかというこの議論を今日ま
でしてまいりました。

四人の参考人の方々から、もうコメントをいた
だいた先生もございしますが、もう一度、企画立案
部門とそれから検査監督部門を別々にしておく
ということが本当にこれからの金融・財政政策を考
えていく上においていいのか悪いのか、四人の先
生方にコメントをちょうだいしたいと思いま
す。

○参考人(西崎哲郎君) さっきの意見陳述では時
間がなくて省略したんですが、金融だけの効率で
見れば、確かに検査監督と企画立案を一体化した
方が効率的だという考え方もあり得ると思いま
す。しかし逆に、これまでの金融行政のいろいろ
な失敗を見ますと、企画立案と検査監督部門がや
はり相互に密接な連絡、協調は必要なんです。が、
一定の緊張関係にあった方がいいのではないかと

いう指摘もあり得るわけです。

さらに、一体にして、しかも財政と分離しちゃうという点は、私はこれは反対なわけです。というのは、やはり財政と金融というのは経済の両輪でありまして、経済政策としても一体的に把握して調整していく必要があるわけです。従来、財政と金融の利益相反と言われたのは、一つは、マクロ金融政策をめぐる財政当局の大蔵省と日銀の問題です。しかし、これは大蔵省というよりは政府全体、あるいは政治の問題であつたかと思ひます。

それからもう一つは、余りにも金融行政が裁量的、恣意的な面が多かった。したがって、検査監督も含めて非常に恣意的になつてしまつた。しかも、金融政策、金融行政の背景には、例えば財政畑が大蔵省で実権を握るといふ人的な関係もあつたといふふうになつてしまつた。

しかし、マクロ金融政策における利益相反は、日銀法の今度の改正で最終責任は政府が負うわけですが、金融政策の独立性という意味ではこれはかなり解決した。問題は中身です。それから、金融行政の恣意性、裁量性という意味では、例えばディスクロージャー、早期是正措置、今回の金融監督庁の設立の趣旨、こういふことでフレームワークがはつきりしてきていますから、恣意的な過剰介入といふことはもう許されないと、はつきりしちゃうわけです。

ですから、そういう中で、財政と金融の企画立案機能、これは金融制度その他を含めてやはり一体的に大蔵大臣で把握して、これが各国の今の、アメリカは財政の権限は非常に弱いわけですから、共通のことです。しかも、イギリスの今の中央銀行法改正では逆に監督を大蔵省が取り込んでいます。アメリカも多角化している監督機構をむしろ財務省寄りに一元化しようとしている。そういう傾向も出てくるわけです。

ですから、全部切り離して、例えば金融庁にする、あるいは金融政策まで含めて金融委員会、行政委員会にしてという考え方は、私はちょっと今

非現実的ではなからうかというふうに思ひます。○参考人(池尾和人) 私は、基本的には財政と金融は分けるのが適切であるというふうに考えております。

それで、経済政策に関しまして、かつては政策協調、政策の間のコーディネーションということが非常に言われたわけですが、現在は少なくとも経済学者の中では考え方が少し変わってきておりまして、協調を考へるよりは各セクションごとに政策を割り当てて、一つの目標を割り当てて、そのセクションはその目標を追求する。全体としてチェック・アンド・バランスが働くような形を考えた方が好ましいというふうな、政策協調から政策割り当てというふうに変つてきています。

金融、財政、もちろん両方とも重要な課題であるわけですが、それはそれぞれについて責任を持つ主体を設けて、その主体は割り当てられた課題について最善を尽くす。その結果として調整が事後に行われるという姿が望ましいというふうに思っております。

ただ、今申し上げましたように、したがって本質はチェック・アンド・バランスが働くということとが重要でありまして、一つの組織にするか分けるかといふことは、結果としてチェック・アンド・バランスがどの程度有効に働くかといふことで判断されるべきだと思います。

確かにアメリカの場合、OCC、通貨監督庁ですが、それは財務省の一つの外局に当たるわけですが、そういう意味では財務省の一部分なわけですが。しかしながら、OCCの長官は平気で財務長官を批判できるような自由度といますか独立性が与えられているわけでありまして、そうした独立性が実質において担保されるのであればいいわけでありまして、ちょっとくどくどと申しわけありませんが、基本は、相互のチェック・アンド・バランスが十分に働く、一方が他方に従属するといふふうなことが実質的に排除されるということが重要であるというふうに考えております。

○参考人(賀来景英君) 私は、企画立案の機能の位置づけについて、一般論と日本の現実論と分けて考えてみたいと思ひます。

まず一般論で申し上げれば、私は結論は出ないと思ひます。つまり、ここでの問題は二重のようには思ひます。一つは、企画立案なるものと検査監督は一緒なのがいいのか、離れていた方がいいのかという問題、それから企画立案は財政と一緒の方がいいのか、離れていた方がいいのか、こういう二重の問題であらうと思ひます。

後者から申し上げれば、先ほど申し上げたような理由によつて、検査監督が財政と一緒にあることはぐあいが悪い。かなり重大な利益相反の可能性があると判断されますが、私は、企画立案なるものと財政について、それはど深利な利益相反の可能性は余りないのかなという気がいたします。

それから、企画立案と検査監督につきましても、これもやはり両方の考え方があり得て、検査監督の実地を日常的に知っている者が企画立案した方がいいという考え方もあり得るし、それからやっぱりある種の緊張関係、牽制関係を持たせた方がいいという考え方もあり得る。私は、組織論というものはほとんど多くの場合、そう申しますと身もふたもなくなくなりますけれども、両論あり得て、一般論としてはなかなか結論が出にくいものではないかと。少なくとも、企画立案について財政と一緒にあるとか、あるいは検査監督と離れていくといふことによつて重大な深刻な問題が生ずるというふうには考えにくいように思ひます。

以上が一般論でございます。しかし、日本の現実論から考えますと、今の位置づけは私は適当ではないというふうに考えます。私はしばしば感情的と思われる大蔵省批判論にくみするものではございませんが、しかし、やはり今までの大蔵省の物事の進め方というのは現実としてあるわけございまして、企画立案について、先ほどの検査監督と同様中身が問題でございまして、今までも同じ人たちが担っているとき、また中身が変わるだらうかという重大な疑問

がございまして。

それから、企画立案と申しますが、日本で今重大な企画立案とは何かと考えると、これはビッグバン及びそれに続くものを進めることであらうと思ひます。ビッグバンは、今言われている六月に答申、報告が出るであらうもので完結するとは私はとても思ひません、これから数年あるいはもっと長い期間で連綿的な改革を続けていくことが極めて重要なことだらうと思ひます。

そういうことになりましたと、これは従来の大蔵省の枠組みをも本末超えるものなのであつて、そういうビッグバンあるいはそれに続くもの、日本の金融の大改革、連綿的改革をどういう機関が進めるのが、担うのが最も適当かといふことが今の日本に課せられた、企画立案なるものを考えるときの具体的な現実的な問題ではないかという気がいたしております。

以上でございます。

○参考人(小林義治君) 今、賀来参考人が言われたように、企画立案と検査監督の分離の問題に関しまして、これは一般論では何と答えようがない。ただ、日本の現状で見るとやはり検査監督部分といふものが非常に弱かつたという印象を持っている。そういう意味で、独立性を図るということが当面の日本の状況に即せばいいんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、それ以上に問題なのは、これから将来の企画立案といふ場合一体何を指すのかといふのは、私に言わせるとよくわからないんです。

ビッグバンに絡んでもそうなんですけれども、例えば政府なりどこかが何年何月に何を自由化してどうこうなるとか、あるいはどういふふうにしなさいとか、そういうことを言う時代といふのはもう過ぎ去っているんじゃないか。ただ必要なのは、銀行業務をやる人はこういう条件を守りなさい、証券業務をやる人はこういう条件を守りなさい、それからディスクロージーズなさいとか、そういうさまざまなルールをきちんと決めておく、後はそれに従つて皆さん自由にや

ください、そういうのが要するに今後のあり方ならんと思うんです。

そういう意味で、企画立案ということ自体が全くなくなることはあり得ませんけれども、従来のような意味で政策的にこういう機関をつくらなきゃいけないとかあるいは育成していくとか、そういう発想での企画立案というのはもう必要なくなってくるんじゃないかな、あるいはそうすべきじゃないかなというふうに私は思っております。

○泉信也君 西崎参考人、そしてまた池尾参考人にお尋ねをいたします。

もう一つ、私も、いわゆる金融業を営みます民間事業者のみを今回は対象とした金融監督庁というものの議論がなされておりますが、むしろ公的金融機関につきましても一元的に検査監督をしていくという体制をとるべきではないかという思いを持ってお尋ねをいたします。このことにつきましてお二人に御意見をちょうだいしたいと思います。

○参考人(西崎哲郎君) 私も全く同感でございます。

特に、政府系金融機関の場合、一方では早期は正措置ということで、これは郵便貯金の問題ですね、公的金融も含めて。それから、ビッグバンとの関係では、これは市場原理の徹底ということで政府系金融機関との競合の問題。これが現実の問題になってきているわけです。この出口、入り口の問題を解決しないと、財政という立場から離れても、早期は正措置、ビッグバンを円滑に遂行するには今の公的金融機関を見直す必要がある。

そうすると、そのためにはまず今の公的金融機関の実態がやっぱり正確にデスクローズされていなければならない。これは極めて不十分なわけですね。会計検査院の検査というのは、つまり政府からの補助金その他が適正に使われているかどうかということで、補助金それ自体は問題にしていけないわけですね。ですから、例えば開銀は開銀法

の目的に違反した分野まで融資をしているというところまで現状があるわけです。ですから、こういう公的金融機関の問題については整理、統合、縮小、それから財政計画との関係での見直しとか、いろいろあるわけですから、少なくとも今現在金融機関として活動しているわけですから、これの正確なデスクロージャーとそれに対する適正な検査監督、これは今一応の枠はあるわけですから、やはりもっと徹底的に行う必要があると思えます。

○参考人(池尾和人君) 言うまでもなく、公的金融、財政投融資制度に關しましてはそれ自身の抜本的な見直しということが推し進められていかなければいけない、でき得るならば民間金融、資本市場の改革と平仄を合わせる形で公的金融、財政制度の改革が実現されていくべきであるというふうな方向性としては私も考えております。

その中で、より具体的に、例えば政府系金融機関の経営形態について見直しをする、例えば特殊会社化というような形で民営化を考へるといふことと関連する形で仮に特殊会社化をするといふことです、自己資本比率規制の適用でありますとか、御質問にありました検査監督の実施といったことをやはり考えていかざるを得ないということでありまして、御指摘の点はそれと一致していると思えますが、それは政府系金融機関等の今後のあり方をどう考へるかによって具体的な内容はかなり変わってくるんじゃないかというふうに思っております。

○泉信也君 賀来先生にお尋ねをいたします。いわゆる先端商品あるいは取引というふうなもの、これが新たにふえてくる中で、これからの検査監督業務のあり方、中身が問題だということかと思えますが、そういうことが大変考慮される実態があると思っております。

特に、これまでの議論で大蔵省と金融監督庁の人事交流について、監督庁へ行った者はもう帰ってこないというところの方が必要だというふうな意見が一方にあったり、きょう先生方に伺いまして、密接な連携が必要だ、人事交流も必要だという御意見もあったと承知いたしておりますが、金融監督庁の職員のレベルアップの問題と、大蔵と金融監督庁の人事交流というふうなことにについて、先生はどんな御意見をお持ちでございますか。

二つお尋ねをさせていただきます。

○参考人(賀来景英君) お答えいたします。私は、大蔵省に企画立案機能なるものはもちろん残る前提でございますが、その場合の大蔵省と金融監督庁との人事交流はやはりかなり制限があるべきだと考えます。少なくとも、やはりあるレベル以上の人たちの人事交流は好ましくないと思えます。それは、先ほど申し上げた検査監督機能と財政との間の遮断が望ましいという理由に基づくものでございます。

しかし他方で、企画立案機能そのものと検査監督については人事交流はむしろ好ましいかもしれない、お互いのフォーメーションがある程度共有されることが好ましいかもしれない。そのように考へると、先ほどの御質問に戻って、企画立案と検査監督は一体化した方がいい、つまり企画立案が財政とともにあるがゆえに企画立案と検査監督との人事交流は遮断が望ましい、しかし人事交流そのものはある程度あった方がいいと考へると、財政と企画立案は切った方がいい、こういう議論は一つ成り立つのかな、その点だけから考へましたときにそういう気持はいたします。

○泉信也君 民間との人事交流みたいなものも御示唆があったと思えますが、それは、金融監督庁という特殊ないわゆる秘密保持みたいなものとの関係をどういうふうに整理したらいいのかわかりません。

○参考人(賀来景英君) 非常に難しい問題があると思えます。

一つは、先ほどお話しございました、非常に先端的な商品が進んでいる中で検査監督をする人間が、これは日本銀行にしても金融監督庁にしてもわかりませんが、どうやってそれに追いついていくか。まず追いつけないと私は考へるべきだ

と思えます。商売をしている人間に商売をしていない人間が追いつくはずはないわけでございますので、せめて一步のおくれになるべくとどめるにはどうするか。そういう観点から、やはりある種の人事交流は必要でございます。

ですから、そこは、守秘の問題は、それについて一種の壁をきちんと決める、ルールをきちんと決めるということとクリアしていく。しかし、それにしては壁の効用には限界がございますから、したがって人事交流の範囲はおのずと限られる、こういうことが現実的な解ではないかという気がいたします。

○泉信也君 短い時間でございますが、小林先生、最後でございます。

企画立案と検査監督というものについては境界が不明確だ、明確にすべきだというふうな前提の中で、それでもなお地方の組織についても金融監督庁は独自のものを持つべきだ、全体で今五百人ぐらいという中で、もっとも組織の拡充をというこのお話でございますが、もうちょっとこの部分について先生の御意見をお願いいたします。

○参考人(小林義治君) お答えいたします。せっかく独立の機関をつくったのだから、やはりそれを徹底してやるべきじゃないかという趣旨で述べたわけです。

それと、やはり特に銀行等を検査する場合、これは銀行の業務が将来どう変わるかということにもよりますけれども、現在、銀行でいえばノンバンクとかそういうところまで含めれば猛烈にこれだけたくさん数になっている、しかもそれが絡み合っている。しかも、銀行の検査といったって、結局ノンバンクが派手に赤字を出せばそれを全部しよわなければいけない、そういう構造ができていくところがある。そういうところまでチェックしていくと認から出さすべしじゃないか。そのコストも負担できないようであれば、検査監督なんて事実上意味がないものになってしまう。

行革の精神に反するかどうかは私は存じませんが、金融の問題はそういう要素をやはり持っているということをもっとはっきりと示して、それに必要な措置をとることが大切なんじゃないかなという事です。

○泉信也君 ありがとうございます。

○清水達子君 どうもきょうは四人の参考人、ありがとうございます。

一連の金融システム改革のポイントは、ルール監督への転換であると思うわけです。

先ほどのお話の中で、ルールづくりは大蔵省ではなくて国会であるというふうにお話があったわけですが、現実の日本のこの法案の中では、この法案が通りましたら、政省令とか、金融監督庁が検査監督を行う上でのルールをつくっていくという運びになると思うわけです。

アメリカ、イギリスなどの市場監視組織は非常に慎重な手続を踏んでいると聞いています。金融監督庁がどのようにルールを策定していくべきか、そういう点について一言ずつお願いいたします。

○参考人(西崎哲郎君) お答えいたします。

大変具体的な実務に関する事と、それから基本的な考え方と二つあるかと思うんです。

金融監督庁の権限それから職務、確かに、企画立案部門との関係あるいは金融監督庁長官と大蔵大臣との協議体制、これを具体的にどうするかという点はこれから恐らくいろんな試行錯誤を経てはつきりしていくと思うんですが、それ以外はどう決まっておるわけですね。

いずれにしても、例えば早期は正措置の発動にしても、これはもうこの十九日の検討会で最終的に要綱を決定いたしますけれども、公表された基準で、非常に透明な形で検査監督庁がそれを実施していくということでは、従来通達に非常な裁量部分が多かったというのとは、つまり全体の金融行政のフレームワークが非常に恣意的な部分が少なくなるといえます。

たために、それが通達の拡張ということではない。行政指導を肥大化させたわけですが、今の環境としては、従来に比べるとそういう危険性は非常に減少してきたと私は思います。

ただし、この検査監督庁も民間金融機関に対する監督機関であるんですが、できるだけやはりその意見も聞いて、それで全体としてうまく金融システムがうまくワークしていくような配慮が非常に必要だろうと思うし、それから生みの親である行革委員会が、その責任もあるわけですから、今後ずっとフォローアップしていただきたいというふうに思います。

大変抽象的な答弁になりましたが。

○参考人(池尾和人君) 私は、アメリカの規制監督当局でありますとかそれから国際決済銀行、BISのような国際機関が採用しているやり方のうちで、ぜひこれは我が国も取り入れた方がいいと思うルール策定に関するやり方が少なくとも一つあるというふうに考えております。

そのやり方はどういふものかと申し上げますと、規制当局がルールに関する原案を固めた段階で、それを公表するわけです。提案という形で公表して、一カ月なり二カ月なり、それに対する意見をあらゆる者からヒアリングするという機会を設けるということでありまして、そういうルールのある方に関して、もちろん直接の利害関係のある団体のみならず一般の公衆からも意見を求め、聞く期間をつくる。そういう意見を集約してプロポーザル、提案の内容を改定した上で最終的な実施ルールとするというふうな手続を、冒頭申し上げましたように米国の当局とかBISなどは採用しておりますけれども、そういうやり方はぜひ我が国においてもとらえるべきではないかというふうに思っております。

○参考人(賀来景英君) 私も考えたことがほとんど既に出ておきますので、同意見であるだけ申し上げておきます。

○参考人(小林義治君) その点、例えばイギリスなんかではルールブックが一年間で十センチくらい改定されたものが出てくるというふうな状況で、細かにはフォローできるはずはないんです。その際、やはりルール改定、池尾さんが今言われたようにいろんな人から意見を聞くわけですが、でも、その前段に、何を目的にしているか、何を達成しようとしているのか、そういうことを非常に変えようとしているのか、そういうことを非常にわかりやすい形でサマリーを載せて、それから意見を聞くという形のものをかなり広範にやっています。

それからあと、必ず当事者、要するに利害関係者と言ってもいいんですけども、証券業者であるとかあるいは銀行とか、そういうところのやはり実務家レベルでの意見というのを最もよく聞いている、その両方が必要になるんじゃないかなと思っております。

○清水達子君 ちょっと賀来参考人にお伺いします。

金融監督庁検査と日銀検査との関係がどうあるべきか、それと協同組織金融機関に関する監督のあり方、この二点をちょっとお伺いします。

○参考人(賀来景英君) お答えいたします。

最初の日銀検査と監督庁による検査との関係でございます。まず、目的、着眼点が、中央銀行である日本銀行、それからまさに金融監督のために設立された専門機関である金融監督庁、それぞれ組織自体の目的が違いますので、検査、検査の着眼点、目的というのはかなり違っています。しかし、実際のやっていることになりましますとかなり重なる部分が多いというのも事実でございます。

例えば、銀行業務が貸し出しに重点が置かれていた場合には、貸し出しが貸し出しから大きいリスクが発生することが考えられる状況においては、やはり貸し出しの内容を見るということがどうしても検査、検査の大きなウェイトを占める、そういうふうな意味で実際には重なる部分が多いわけでございます。

うな規制当局間の競争ということでございます。アメリカは御存じのように非常に複雑な監督体制であるいは規制機関の体制になっているわけですが、少くも目には数えても四つはあるわけでございますけれども、アメリカの場合、その当局者がそういうことを言うだけではなくて、アメリカの銀行に聞かなくても、規制当局、監督当局、検査当局が複数であるのは負担であると感じることもあろう。しかし彼らが競争することが自分たちにとっても好ましいと思う場合がある、こういう言い方を何度か聞いております。

それから次に、協同組織金融機関に対する検査監督のあり方でございますが、これにつきましても、根本のところは、その検査監督のあり方よりも今の協同組織金融機関なるものが本来その名に値するものであるのか。私が念頭にありますのは、非常に大きな信組、本来の戦域とか地域とかいう本来の協同組織金融機関とはなかなか言えないようなものが生じているのは御存じのとおりでございます。私は、その協同組織金融機関の現状を、これでいいのか、どう改めるべきかというところがまず最大の課題ではないかという気がしております。

○清水達子君 護送船団方式によるこの保護行政を脱して金融機関の自助努力を促進していくためには、この現行の仕組みを思い切った見直しが必要であるという事は皆さんもおっしゃっているわけですね。

そこで、一方で公正なルールを定めながら、そして他方でそのルールを踏まえた上で、例えば預金保険料の可変料率などの経営インセンティブを導入していくことが私は大切じゃないかと、この間も大蔵大臣に聞きましたけれども、今はそういうことはやしませんという答えが返ってまいりました。その点について四人の方の御意見を伺いたしたいと思います。

○参考人(西崎哲郎君) 金融機関の自己責任、自己規律、これは今度の早期は正措置の資産の自己査定ですね。自分のガイドライン、自分の銀行の

方針に従って資産を査定して引き当て償却を行っていく、それに対して外部監査、さらにはこの基準を下回った場合、大蔵省の検査が発動されるわけですが、基本はその金融機関が自己責任でリスク管理を行い、資産を査定し、財務諸表をつくっていくということに、制度的に今度そうなったわけでは、これは非常に大きいと思うんです。これは金融機関にとって大変な負担であるというところは、今までそれをやっていなかった、厳密にやっていなかったということの裏返しになるわけで、幾ら負担になってもこれはやらざるを得ないことであると思うんです。

それで、問題は、それによって当然優秀が出てくるわけですが、例えば自己資本比率が非常に高い金融機関の場合、アメリカの場合も随分いろんな恩典を与えているわけです。もちろん保険料率も、それによってリスクの大きい金融機関と少ない金融機関は区別しています。おっしゃったような可変料率の導入です。

日本の場合は、今はペイオフもできないという、つまり要治療期間で、二〇〇一年までは今の体制を続けざるを得ない。しかし、二〇〇一年までのできればもっと早い段階でペイオフができる、そういう金融環境になれば、今の臨時の保険料率の改定から可変料率の導入も当然検討すべきでしょうし、それから検査回数も少なくなるかと、いろんな形でこれは優遇していくべきだろうと思います。

○参考人(池田和人君) 若干繰り返してになって恐縮ですが、最初の意見陳述の際も申し上げましたように、自由でかつ公正な取引を確保するということは非常に大変な作業でありまして、それを実現するためには一定の行政コストの増大ということとを覚悟せざるを得ないということとを申し上げたわけでありまして、決してそれは野方図に行政コストの拡大を容認していいということではないわけでありまして、できる限りそうしたコストを抑制する努力、工夫というものが同時になされなければいけないわけでありまして、そうした際に、銀行

行に対する検査等は今まで以上に強化する必要があるというところで、そこで発生するコストの負担に関して、検査される側の金融機関にその負担を求めるというふうなことも当然検討課題として考えられるというふうに思います。検査料を金融機関から徴収するというところであります。

しかしながら、そのときに健全な経営をしている金融機関もそうでない金融機関も同じようにとて、銀行検査の結果、健全な内容であるというところとが確認された金融機関に関してはある種の検査料の割り戻しをするというところは考えられていいわけでありまして、それがインセンティブをつくり出すという効果が考えられるわけでありまして、例えば預金保険料に反映させるという形で実質的な割り戻しを行う、検査料そのものは一律で取るんですけれども、健全だというふうに判断されればより低い預金保険料で済むという意味での可変的預金保険料率の採用と銀行検査とをリンクさせる等々の工夫を最大限図っていくということがやはり必要だろうというふうに思っております。

○参考人(實業界代表者) 私は可変保険料率の導入に賛成でございます。それで、従来その導入に対する反対論の論拠として私の頭にあるのは三つくらいあったかという気がいたします。

第一に、そのことが公に明らかになる、つまり高い保険料率を払っているのは危ない金融機関であるということが知られることのマイナスをどう考えるかでございますが、しかしこれは今は保険料率を可変にしようがすまいがディスクロージャーは進めなければいけない。特に自己資本比率の公表を進めるという体制でございますから、これは既に片づけられている問題である。

それから二番目に、それと似たような議論でございますが、経営の悪い金融機関は高い保険料率を払うことになってさらにじり貧になり、悪循環に陥らないかということでございますが、これも一種の悪くなることのコストであって、それを回

避する努力が期待されるというふうに考えるべきであるし、また考えるしかないのではないかといい気がいたします。

多分、第三のこれから申し上げる批判が最も根本的な批判であって、つまりこれは当局による金融機関のランクづけをすることと同じでございますが、当局がそのような基準を持っていると考えれば、当然その基準を保持しているのか、こういうのが多分私は一番根本的な問題であろうと思っております。しかし、これもある種の割り切り問題であって、これも可変保険料率をとらうとするまいと早期是正措置というものが必要だと考えられている、そしてこれが導入されようとしている、この思想は既に同じところにごさいますので、この疑問は私は実はなかなか根本的な疑問だという気はいたしますが、そこはどうか割り切っているかなと金融機関に対する監督というのにはできないのか、このように考えております。

○参考人(小林義治君) 他の参考人と基本的には同意見ですが、ただ厄介なのは、可変保険料率の率というものをだれがいかん算定するのか、やはりこの問題はかなり難しい慎重であってほしいというところの一つです。

それからあと、日本の金融制度を考えてみた場合、先ほどからも議論がありましたけれども、例えば地方に行くとその銀行しかないとか、あるいはその地域にはそういう銀行しかない、そういうことを一県一行主義以来つくってきまして、それが要するにつぶすべき銀行をつぶせないというところにもなっている。そういうところは、いわゆる預金保険とは別ですけども、そういうシステムもかなり変えていくという展望を持たないと、こういうものを導入してもワークしないんじゃないかなという感じはしております。

○清水澄子君 もう時間がありませんので、消費者の立場からなんですけれども、そういう中で金融監督庁の情報公開のあり方、これにつきましても、やはり金融監督庁は消費者に対して、この金融ビッグバンにおいてはもっと金融サービスの自

己責任が求められているわけだから、預金者が自分で判断できるような情報を公開すべきだ、ぜひ金融監督庁ではそれをやってほしいということをお願いしたいけれども、これも今いろんな理由をおっしゃったように、結局自助努力を阻害してしまうとか、それから破綻予測は不安を惹起するとか、そういう点で、これもほとんど建設的な答弁がなかったわけですね。それについて、あと二分しかありませんが、一言ずつお願いいたします。

○参考人(西崎哲郎君) 私はディスクロージャー作業部会の会長をしております、現在までのディスクロージャー基準について報告し、こまめに来たわけですが、さっきも言いましたように、新しい金融行政、特に消費者、利用者の利便というところから考えると、ディスクロージャーが非常に大きな手法になるわけですね。

ただし、このディスクロージャーはますます詳細、膨大になっていきますから、今の預金者向けのディスクロージャーでは限度があるので、マーケット、プロ向けのディスクロージャーと、利用者、預金者向けのディスクロージャーとを区別して、今おっしゃったような観点はやっぱり利用者向けのディスクロージャーとして大いに商品情報その他比較情報も出していくべきだと思います。

○清水澄子君 もう時間がありませんので、どうもありがとうございます。

○齋藤勤君 民主党・新緑風会の齋藤勤でございます。今、私どもは衆議院に引き続きまして参議院でも修正案を準備しております、時間がかかっていきますけれども、一両日のうちとか、もう本日あたりにはでき上がるんですが、これを述べますと膨大な時間がかかりまして、これにまた御意見をいただくと、大変限られた時間でございますので不可能だと思っております。

冒頭の四名の先生方からの御見解の中で、共通する点として、各委員からもあった部分もございまして、私どもは地方支分部局に対して規定の追加をして、今地方財務局が業務をして当たるとい

うことになっておるんですが、これは民主党の方の法案では金融庁というふうにするので、金融局を置いて、そしてまたその金融局に支局を置く、こういう支部組織にしていこうではないか、こういう提案をすることになっていきます。

西崎参考人からは、とにかく回数とか常駐体制、アメリカの例も出ました。私もいろいろ文献を読ませていただきました。アメリカでもいろいろまだ常駐することがいいのかわかると論議あるみたいですが、確かにある意味では非常に進んでいっているというところ、そして人員体制につきましても倍以上の人員が必要ではないか、こういうことを述べられたというふうに思っております。

それから、池尾先生につきましても、人員はもちろん必要ですよ、行政コストの増大というのは惜しむべきではない、しかし何でも肥大化すればいいというものではない、これも先ほどお話がございましたけれども、私もそのとおりだと思います。

また、地方財務局については独自につくるべきだというのは小林参考人からも伺っておりますが、今度の法案には独自の組織をつくるということについては明確にうたっていないので、私どもは独自組織をつくるべきだという修正案を出すつもりなんです。この検査監督体制をやはり充実させていく、中央だけではなく地方もきちんとさせていく。この間の金融スキャンダルというのは中央だけではなく地方でもあったわけでありまして、一体化というのは私は当然の考え方だということに思いますけれども、改めて地方の検査監督についてのあり方について、具体的な組織も含めまして、それぞれの先生方から御意見を賜ればありがたいなというふうに思います。

○参考人(西崎哲郎君) 私は理想的には地方の検査官も金融監督庁直属のものにしてやられればそれはいいと思います。ただ、現在、例えば財務局の中で机だけで仕切って、これは金融監督庁、これは財務局ということをやっても、果たしてどんな意味があるのか。

それから、特に地方の監督の場合は、地方金融機関は信用金庫及び信用組合、特に信用組合の場合には県の検査、県が権限を持つていっているわけですが、これも共同検査をやろうという体制になってきています。そうすると、そういうった今まで不十分だった協同組合系に対する検査、しかも大蔵省所管、ここで一元化を言っておられますが、それに対する検査監督体制をどうするかという問題も非常に絡んでまいりますが、今度の発足としては私は無理だと思っておりますが、将来の課題としては十分これは検討すべき問題だと思います。

○参考人(池尾和人君) 私も基本的には西崎参考人と同じ意見であります。これは繰り返して冒頭に申し上げたことと重なりますが、私はこれで金融行政改革が打ちどめだとは思いたくはないわけでありまして、より本格的な行政改革、中央省庁の再編成の中で当然見直しがあるべきものであって、そういう意味ではワンステップとしての改革であるというふうになさるべきです。そのワンステップの改革として考えるならば方向性としては望ましいだろうということでありまして、今後より本格的な改革につなげていく必要があるというふうに思っております。

それで、これも何度も申し上げておるわけですが、私は規制監督当局、検査当局の間の相互のチェック、相互牽制というのは非常に重要だと思っております。規模の大きな金融機関に関しては現状においても日本銀行の検査と大蔵省の検査というふうな形で相互ダブルチェックが入っているわけですが、先ほど指摘がありましたのが、協同組織金融機関に関しては都道府県のみが検査をしているという問題があり、ダブルチェックの体制ができていないわけですね。この点に関して、ダブルチェックの体制を確立するということを含めて西崎参考人と同じ意見ですが、将来的により監督体制の見直しを地方についても行っていくということが必要であるというふうに考えております。

○参考人(賀来景英君) 基本的な考え方は今の

二人と同じでございますので省略させていただきますが、一つだけ追加させていただきます。私も日本銀行で検査という仕事に携わったわけでございます。この場合には、今おっしゃっている、要するに地方にある支局とかというものがどういうふうにかバーするかという、地方と中央との分業の問題について、一つ、非常に技術的な話ですけれども、日本銀行の例を申し上げると、日本銀行の場合は信用組合まで検査をするわけでございます。信用組合についても、すべてではありませんが、多くは本店から、中央から検査をするという体制になっておりまして、地方のものにやらせるのがいいのかわかると、そういう技術的な分業論は工夫の余地があるかという気がいたします。

○参考人(小林義治君) 結局これは地方をどう考えるかということなんだろうと思っております。現状でいえば、道府県という単位で考えていけば金融機関の数が少なくとも少ない。それは別に独立した支局がやらなくてもいい、あるいは財務局で十分だという考え方もできるだろうと思っております。将来までそういう状況でいいのかということ、あるいは地方の時代などとも言われております。そういうこと、それから別に各県ごとに支局を持つわけでもございませぬから、それなりのいろんな工夫ができる。そういう意味では、今回わざわざ変えるのであれば、むしろ監督機関としての一貫性という意味で財務局は独立した方がいいんじゃないかなということが先ほど私の述べた趣旨でございます。

○齋藤勤君 どうもありがとうございます。今回は第一勧業銀行そして野村証券と、銀行、証券ですけれども、もう一つ、生保の破綻が、先般日産生命保険が業務停止になったことで、生保についての不測の事態が起きたという大きな見出しがございましたけれども、このことについて、この間の大蔵省の検査並びに指導等今日から将来についてやりとりをした経緯がございます。また

ま昨日の夜も放送していた部分もありますが、きょうも各紙で生保がことしの三月期の決算を発表したということでそれぞれ公表されております。

総論的には別にいたしまして、情報開示に関してなんですけれども、生保に関しては銀行と同一視というのはなかなか難しいのかもわかりませんが、この情報開示が若干進んだ部分も今回の公表ではあるものの、いわゆる経営指標の一つでございます支払余力、ソルベンシー・マージンという指標があると思っております。このこともこれから政府の方ともやりとりをさせていただくつもりでございますけれども、わかりやすい情報開示というのをいかに契約者に果たしていくか。

先ほど西崎参考人も、生保に限らずマーケットとしての情報開示というふうな、これもあろうと思っておりますけれども、いずれにしてもこの決算発表では保有している有価証券の市場での取引が少ないうえの理由で開示していなかった時価情報の開示が進みましていただきたいと思います。資料では明記をされておられません。

この情報開示について残る時間お話をさせていただきます。ただ今ですが、ソルベンシー・マージンについて、いわゆる経営指標の一つにすぎないんだというふうな会社関係の発言もあるんですけども、この生保に対する情報開示のあり方というんでしょうか、このことについて御見解があればそれぞれの先生方から御意見を賜ればありがたいなというふうに思います。

○参考人(西崎哲郎君) 私は実は生保の方は余り勉強しておりませんが、大変難解なお答えになると思うんですが、いずれにしても私など比較的金融機関にはあるいは通じていると思われ、そういう立場の人間もなかなかわかりにくいんですね、見ますと、ですから、いかにわかりやすい情報開示をするかという、つまりそれは一つは財務諸表と、もう一つは商品内容ですね、約款も含めて、この両面あると思うんですね。それからさらに、基本的には今の相互会社の仕

組みで一本当にチェック機能が、つまり株式会社の場合には株主からチェックされるわけですが、これも必ずしも十分に機能しているとは言えない面もありますけれども、相互会社におけるチェック機能のあり方という基本的な問題もあるんだと思うんです。

ですから、先生が今おっしゃったように、やはり生保における情報開示のあり方、これは機関投資家としてのマーケットに対する情報開示と、それから莫大の契約者を持つていくわけですから、契約者、利用者に対する情報開示のあり方、約款のあり方、それから基本的には今のソルベンシー・マージンの問題から支払い保証基金とかいろいろな形で健全化を促進しているようにすけれども、相互会社におけるチェック機能をどう強化していくかという問題も含めて集中的に検討する必要があるかと思ひます。これは保険審議会の課題ではあるかと思ひます。

○参考人(池尾和人君) 支払い余力、ソルベンシー・マージンの割合に関しましては、確かに経営指標の一つにすぎないわけですが、これは多分契約者が最も知りたいと思ひている経営指標の一つだというふうな位置づけをすべきであつて、どうして経営指標の一つであるということが公開を阻む理由になるのか私には論理的に全く理解できないことであつます。

それに関連して一言だけ補足させていただきますと、S & P、スタンダード・アンド・プアーズが生保に関しても格付を行つております。全社についてではありませんが、その一部大手に関しましてはいわゆる勝ち格付で、依頼を受けない形での格付を行つております。

その格付の結果に関しまして、特に勝手に低目の格付をされた生命保険会社が、雑誌によりまして、これは雑誌の記事ですからもしかしたら間違ひがあるのかもしれないが、私が見た雑誌の記事によりまして、こういう低い格付は公開情報に基づいてありまして、私はその記事を読んでうあ

た口がふさがらない状態です。

非公開の情報を含めたらもう内容がいけないで、あればさつとそれを公開すればいいんであつて、公開情報だけで見ると格付が低くなるのに文句を言うというのは実に何かに転倒した状況であるということ、私は生保業界の情報開示に対する姿勢に対しては基本的に不満を持っております。

○参考人(賀来景英君) 私の生保について持つてくる非常に乏しい知識は既に二人の方によつてお話をございまして、少し関連したことを一言だけ申し上げたいと思ひます。

それは、生保がもつ情報開示を進めて責任ある経営をするということが単に生保契約者に対してのみならず日本全体にとつて非常に重要であるということでございます。

先ほど西崎参考人からお話がございましたように、日本において株主による企業経営チェックということが今後どういふ株主が大きい役割を占めてくるかを考えると、やはり年金をきつた生保などが非常に重要な位置を占めることは間違ひがないわけでございます。この機関投資家である生保がきちんとしたチェック役を果たすためにはその自身がチェックされるようでないといふ点にチェックされる経営になるということが契約者に対してのみならず重要であると申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○参考人(小林義治君) 既に他の参考人から言われているのと基本的に同じ意見ですけれども、できるだけその情報は開示すべきだといふお話。それから、ソルベンシー・マージン、少なくとも生保にとつては、保険会社にとつては最も重要な経済指標の一つのはずだと理解しております。

今、保険会社の話であつたんですけれども、これは銀行に関してもある意味では全く同じだと。生保であれ銀行であれ、そういう機関というものは、自分たちが実際どういふふうな資産を運用し

ているのか、これはもうできるだけ公開すべきである。それが今までされてこなかったといふところが、ディスクロージャー等を推進しているわけですから、具体的なもう少し踏み込んだ内容まで含めたディスクロージャーが必要になつてきているんじゃないかといふふうに考えております。

○齋藤勤君 どうもありがとうございます。

この日産生命、そして引き続き生保のこれから行く末につきましては、だれでも大変危惧をしております。この日産生命、そして引き続き生保のこれから行く末につきましては、だれでも大変危惧をしております。この日産生命、そして引き続き生保のこれから行く末につきましては、だれでも大変危惧をしております。

最後に、時間もあと二分になりましたので、先ほど賀来参考人からございましたように、労働金庫の共管部分のお話があつたと思うんですが、このことについて私どもは、今回はまずこの共管部分といふのはなくして、いずれにしろ預金保険機構、農水産業協同組合、貯金保険機構等、主務官庁は金融庁に、金融監督庁にすべきだと、こういう指摘をしております。信用秩序維持のために財政的な措置が必要となる場合に限り大蔵省との共管という、信用システム関係機関の主務官庁は金融監督庁、金融庁にすべきだと、金融庁といふのは私どもの党の方の家なんですけれども、これらにつきまして御意見をいただければありがたいといふふうに思ひます。

○参考人(賀来景英君) お答えいたします。

既に冒頭に意見陳述をさせていただいたときに申しましたように、基本的に労働金庫等についての共管体制というのはいよいものではない、適当なものではないという意見を持つております。

そのときに申し上げたのでございますが、特にセキリティゼーションの担い手としていろいろな新しい業者と申しますか、新しい担い手ができていくわけでございますけれども、そういうものについても従来型の縦割りの監督体制がそのままだといふこととして、これは最初池尾参考人からもお話があつた監督機関の問題ではなくて、規制する法律が縦割りであるといふことと見合うものと思つておりますが、その規制体系、法体系についても、それから監督機関についても一つのところが見る、あるいは一つの法律が基本的な基本法となるという意味での一本化が望まれることだと思つております。

○齋藤勤君 ありがとうございます。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮でございます。きょうは、四人の参考人の皆さん、どうもありがとうございます。それぞれ大事な問題で御意見をいただいたと思つております。私いろいろ感想あるんですけれども、池尾参考人、賀来参考人が組織をつくるということもあるけれども、それよりもまず検査監督のあり方、中身の議論が先じゃないかといふことを言われました。私もそのように思つております。そういうふうな何に伺いた

今この法案に対して政府が説明をしながらいろいろ質疑をされているんですけれども、これまでの弊害がいろいろあつたといふことで別建てにして分けるということなんですけれども、いろいろ聞きながら、二つに分けたらそれだけで検査監督がきちつとやれることになるのかと、もっと中身をきちつと詰める必要あるなという感じがよくよく強くなつております。結局別建てに移すだけじゃないかといふことも非常に感じるところであります。そんなことを感じながら具体的に幾つか伺いたいとい

思います。

まず、賀来参考人に伺いたいんですが、御経歴ということで日銀におかれて審査にも携わってこられたと。日銀の審査と大蔵省の審査は違うところ、私も性格が違うというのは一応は承知しておるんですけども、今回の野村、第一勧銀問題、大変な問題になりました。そして大蔵省は九〇年と九四年に検査をやった、しかし的確に発見し切れずに対応がなかったということも言われております。

そういう点で、こういう問題も具体的にクロージングアップされているわけですが、賀来参考人が、そういう意味では審査という立場では専門でやっておられた経歴もあって、この大蔵省の問題ではもうわかっているという立場であると思うんですが、これまでの大蔵省の検査のあり方として、今回の問題を通じてでも結構なんですが、どういふ問題があるというふうに感じているらっしゃるか、伺えればと思います。

○参考人(賀来英彦) お答えいたします。

私も大蔵省の検査は外から見ただけなんですが、いろいろ問題も、例えば最近、野村、一勧という問題がございましたが、私がやっておりまして、たまたま大和銀行という問題もあつたわけでございます。そして、これもまたやはり発見できなかったわけですが、これはさらにアメリカも発見できなかったことはよく知られておりでございます。

それから、先ほどから何回かお話がありましたように、アメリカは日本に比べ膨大な人間と時間を投入したところ、検査をやっております。期間も投入したものに底日本と比べると、これはまた話がございますように、マークされた金融機関には検査員が常駐するわけでございます。大和は常駐のケースではありませんでしたけれども、それでも発見できなかった。これは決して開き直るわけではないのでございますけれども、そのような不正事件、不適当な行為を必ず今後ともすべて発見するということはなかなか言えないように思うわけでございます。いかに検査員を増強しても、これは決して開き直りではございませんけれども、アメリカの場合もそうでございます。私も発見できなかったわけでございます。私どもも当時思いましたのは、これは大蔵省も同じだと思ひますけれども、恐らく今度の野村、一勧にしても、やはり発見できなかったのは、これはある意味で、そう申しますとおしかりを受けるかもしれないんですが、仕方がないところがあると思ひます。しかし、本来、中で発見しなさいけないわけでございますが、中で発見できないような体制を私どももチェックできなかったというところはやはり検査当局としては恥じるし、反省すべきところはあると思ひております。

ないように思うわけでございます。いかに検査員を増強しても、これは決して開き直りではございませんけれども、アメリカの場合もそうでございます。私も発見できなかったわけでございます。私どもも当時思いましたのは、これは大蔵省も同じだと思ひますけれども、恐らく今度の野村、一勧にしても、やはり発見できなかったのは、これはある意味で、そう申しますとおしかりを受けるかもしれないんですが、仕方がないところがあると思ひます。しかし、本来、中で発見しなさいけないわけでございますが、中で発見できないような体制を私どももチェックできなかったというところはやはり検査当局としては恥じるし、反省すべきところはあると思ひております。

それからもう一つ、これも必ずしも大蔵省ということに限りませんが、先ほどもちょっと申し上げたんですが、デリバティブ等の最近の新しい商品についてのキャッチアップは、これは大蔵省にしても日銀にしてもなかなか大変なことでございます。そして、先ほど申し上げましたように、民間の人たちは商売のために日夜開発に邁進しておるわけでございますから、商売をやつていない人間はそれだけインセンティブが低いわけですので追いつくことは本来できません。追いつく努力はしなければいけませんけれども、今後とも追いつけない、追いつけない中でどういふチェックをするかというふうなところでどういふチェックをしようと思ひてございます。

そうしますと、ここにおいてもそのものすべてをとらえることは、複雑なデリバティブに潜んでいふリスクをすべてとらえるというところは恐らくできないのであろう。やはり彼らのリスクをチェックする体制を見るというところに当局としては腕を磨いていかなければいけないのだと、そんなことを考へております。十分なお答えではなかったかも知れません。

○笠井亮君 ありがとうございます。次に、西崎参考人に伺いますが、早期は正措置

のことで突っ込んでいろいろやっていたら、それに関連してなんですか、地域経済の活性化のために、信用供与のニーズにこたえるために金融機関が義務を果たすということも大事なことになっていると思ひます。

中小企業の産業活動の活性化に資するような中小企業金融とか、あるいは協同組合金融や地域的な金融業者の健全な営業の保障もきちとやっていかなきゃいけない、そのことが求められると思ひます。そのために、一律ではなくて必要に応じて、その点についてのお考えと具体的にどういふことが必要か、伺えればと思います。

○参考人(西崎哲郎君) 地域金融機関の場合は地元企業の育成、地域経済の活性化と地域貢献という非常に大きな責任を持っているわけですが、それが、大銀行がなかなかないリスクもこの地域金融機関がとつていく。ですから、例えば今度早期は正措置の対象になりますと、例えばそういうリスクの大きい貸し出しをした場合は、途端に要注意債権という形で分類されるわけですが、もちろん自己資本をふやせばいいんですが、例えば協同組合系の場合はとてもこれは限界があるわけですから、それで、劣後ローンを今度というわけでは、そのほかの拡充策もという要望を出しているわけですが。

先ほどの御質問にお答えできなかったんですが、実は早期は正措置の導入まで一年間の準備期間を置いてあるわけですが、その間にできるだけ自己資本を拡充して分子を大きくして、それで自己資本比率を改善してほしいというのを我々は願つてのことなんです。例えばマスコミから三ヶ月決算でこれは自己資本比率何%、どういふ行政処分が該当するかというように、マークされると、自己資本の拡充も難しくなってくる、そのうなると結局分母を減らさなきゃいけない。分母を減らすとなれば貸し渋りであり、同時に今までとってきたリスクがとれないことによって地元企

業の育成、地元経済の活性化、貢献という面が非常に制約されるという問題になるんです。しかも、これがビッグバンによって、地域金融機関が本営にビッグバンを活用できない場合はさらに地域経済にいろいろな問題が起きてくるという二重の課題を実は今背負つておると思ひます。

例えばアメリカの場合は、地方で集めた資金は地方に一定比率還元するというのを義務づけていられるわけですが、日本はもろんそれが言われるときに、ですから早期は正措置の基準の発動の場合もあそこへ幾つか猶予措置がついておるわけですが、つまり、仮に基準を下回つても一定の経営改善のめどが立てられればこれはワンランク上げるという猶予措置が入っているわけですが、例えばそういった問題に地域貢献の問題をできるだけ反映できないものだろうか。

それから、貸し出しにしても、政府金融機関の問題が出ています。確かに民間と競合する部分から撤退するのは当然ですが、例えば保証業務として地域金融機関に対して保証していく、リスクの大きい信用供与に保証していくとか、そうしなければ自己資本比率としては改善されるわけですが、分母が調整されませんから、いろんな形で考えていかなきゃいけないと思ひますが、基本は健全経営の原則から大きく下回つて金融機関としての存在条件が果たせない金融機関は、地方経済の貢献とか地域企業の活性化といつてもこれは限界があるだろうというふうに思ひます。

○笠井亮君 ありがとうございます。また、い

小林参考人に伺いますが、イギリスの問題を突っ込んで研究されてきたということであり、検査監督への国民の参加ということも言われて、私、国民の視点というのは大事な問題の一つかなというところで伺つておりました。

その上で伺いたいと思ひますけれども、適者生存ということが今よく言われたりしまして、先ほど来、日本版ビッグバンということが問題に

なっています。証券、保険、銀行の垣根を取り払って金融市場の自由化を進めようということになると、残るのはごく少数の大銀行になって、外国からもどんだん来るということになるのかなというところを一つ想定しているわけです。

ビッグバンの成功例と言われるイギリスの場合、古い歴史を持つ証券会社まで整理、淘汰されて、それに追い込まれて国外の金融機関にいわばのみ込まれたという形で行われたりもしておりますが、そのことで中小企業や商店の預金を預かったり、それから融資を担っていくような信用、信託など中小金融機関の整理、淘汰がそういう意味ではさらに激烈に進められて、地域経済や国民に対してさまざまな影響があるんじゃないかというように思っています。イギリスの場合、その辺の地域経済や国民に対する影響という点では、ビッグバンという点で、もちろんイギリスのビッグバンと日本のビッグバンはまた規模や内容も違いますが、どんなようなものがあつたのか、その辺についても話しただければと思います。

○参考人(小林義治君) お答えいたします。

大変大きな問題で、短時間に答えるのは非常に難しいですけれども、ビッグバンで金融界の変化があつたというのは基本的に証券業者の話です。要するにブローカー、それからイギリスではジョバーというディーラーの話なわけです。要するに、これは今まで個人組織の比較的小規模の会社でやつていた、それで外部資本の参加も認めない、そういう形でやつていた業者たちなわけです。それができなくなつて大銀行に買収されていく、あるいは業務をやめるといふ形があつた。ただ、それを通じて利用者にとって不便があつたのかというと、私はほとんどそういう現象というのはなかったんじゃないかということが一つです。

それからもう一つ、ベアリングズのような有名な銀行ですけれども、ただ規模からいうと非常に小さい。大和銀行は一千億ぐらい何でもないです。

けれども、ベアリングズは一千億赤字になりますと買収されざるを得ないという構造であつたと。むしろ私は、逆に一千億も赤字を出したらその経営者は全部かわつて買収されるというぐらいの銀行の体制の方がいいんじゃないかというふうに個人的には思っております。

それで、あとイギリスの方で中小企業金融とかその他の話になるわけですが、これは直接ビッグバンの問題というよりも、この間、銀行法とかその他のいろいろ変わつてきております。ただ、広い意味でビッグバンとも絡むとすれば、競争促進政策、それから新規参入というのをかなり歓迎するというふうに見えていく。むしろそういうことで、例えば中小企業とベンチャーキャピタル絡みの、あるいは日本的に言えば店頭市場とか、そういうものの振興策というものをかなりとつていく。これも軒余曲折ありますけれども、そういう面では新規参入を歓迎した、それから外国のノウハウを相当導入してきた、そういうことがそれなりの活性化にはつながつている、そういう意味では一面成功だとも言えると思います。

それから同時に、逆に特に現在アセットマネジメントのビジネス、これは年金の管理ですけれども、結局そういうものがイギリスで今最も重要な金融ビジネスになつていくわけです。そして、そこは大手五社がシェア全体からいえばかなりの部分を握つていくとか、そういう意味での集中が進んでいく。ですから、それに関して、証券市場では何かを行う場合は必ずイギリスの公正取引委員会の許可を得てからルールを決めるとか、そういうルールまで加わつていくというふうな事情で、総合的にちょっと一言で何とも言えないんですけれども。

○笠井亮君 かなり広範な問題を申し上げたものですから。どうもありがとうございます。

それでは、池尾参考人に伺いたいと思うんですけれども、先ほどのお話でも利用者、それから消費者の保護の問題についてお触れになつて、若干質疑もあつたのを伺つておりました。今グロー

バルスタンダードということがしきりに言われるわけですが、そのことを言うのであれば、この消費者保護の問題についても世界標準並みにしていくということが求められているし、法整備の問題とそれから被害者が実際いて、そういう救済の体制の問題だとか含めてやっていく必要があるのかなと。アメリカの著名な弁護士なんかからも、そういう点では日本は十五年おくれしているというふうな指摘もあつたりするのを私も読んだりしているんですけれども、なかなかこれも難しい問題がいろいろあるなというふうに感じているところなんです。

デイスクロージャー、情報公開ということで、この問題はやっぱり大事な問題だと思つて、よく賢い消費者ということが言われてまして、それでもう懲りているから大丈夫だということが一面言われたり、あるいはデイスクロージャーされて後は自己責任でさっさとやれるんだという話になつてくるわけです。

先ほど日産生命の話も出ておりました。例えばデイスクロージャーによつていろいろな面があると思つてすけれども、金融機関の経営実態あるいは危機の実態が本場に消費者に知らされるのか、そうしたらそういう金融機関が一通につれちゃうということになりかねないという事態もあると思うんです。どの時点でどうだれが知らせていくのか、そしてそういうことが及ぼす効果やその影響も考えますと、結局は一般的なルールとか一般的な情報を提供するにとどまるということになりかねないんじゃないか。その辺がなかなか難しい問題もあると思うんです。

他方で、商品が多様化してハイリスク・ハイリターンという問題もあるということ、そういう意味では消費者がきちっと判断できるような情報が必要だということもあると思つてすけれども、全体として今必要な情報提供あるいは適合性の原則とか、それから貸し手責任の問題ですか、片や圧倒的に貸し手の方が資金力も情報も持ち、それから公共性、社会的責任もあり、他方でいわば消

費者は弱者の立場にあるということになるわけですから、そういう問題も含めて問題になつてくると思つてす。

全体として欧米とも比べながら、そういう消費者保護、利用者保護がどうあるべきなのか、それから監督、監視ということで新しい体制を今提案されているわけですが、どういふものがその中にきちっと盛り込まれ、つくられていかなきゃいけないのかというところについて御意見をいただければと思います。

○参考人(池尾和人君) 今後、公正な取引を確保し、消費者、利用者を保護していくために我々がなさなければならぬことというのは非常にたくさんあると思います。要するに課題は山積みだといふふうに私も思つております。そうした課題の大きさに比べますと、この間急に、極めて安易に預金者なり保険契約者などの自己責任という言葉を使うというふうなことが見受けられるような気がいたしました。これは実に不適切だといふふうに私は思つております。そんなに簡単に預金者に自己責任を問うんといふことは本来できないことであつて、自己責任を問うからにはそれなりの体制をとつてきたといふ裏づけがあつて初めて自己責任という言葉を使えるのであつて、そうした十分な体制をとつてこないまま急に自己責任だといふのは、まさにそれは言つてはいるものの責任を回避するための発言ではないかといふふうに勘ぐらざるを得ないような気がいたしました。

それで、一つ大事なことは、自由化されれば何をやつてもいいんだということでは全くないわけでありまして、金融取引に関しては適合性の原則というのが徹底して確保されていく必要があると思つてす。それは個々の消費者の理解力にかつた商品、サービスの提供をするという重い責任が供給者のサイドにあるんだ、そういう責任を十全に果たした上で初めて利用者の側の自己責任といふことが問題になるんだということを徹底する必要があると思つてす。

そうしたことを徹底していく上でも、事故が起

こった際の事後的な救済を図る上でも、司法的な基盤をもっと強固にし、たやすく利用できるような形で司法的救済の道を開くというふうなことも重要ではないか。場合によっては製造物責任法に対応する、金融に関する貸し手責任等を明確化した消費者保護立法の必要性もあるというふうに考えております。

○笠井亮君 ありがとうございます。

○佐藤道夫君 最後になりましたが、いましばらく御辛抱ください。

私はちょっと角度を変えて、株主代表訴訟制度につきまして皆さんの御意見を承れればと思います。

金融界の不祥事があります。今回はそういうことに対応するために金融監督庁をつくる、そして検査の徹底を図る、あるいはまた罰則を強化する、こういうことで対応していこうと。これは言うならばお役所による上からの規制、監視だろーと思ひます。これと車の両輪と例えてもいいのじゃないけれども、下からの一般株主による監視も必要だろー、こういう気がいたします。それが株主代表訴訟だろー、こう思ひます。車の両輪でありまして、やっぱり上からの規制、監視よりは、ビッグバンを控えて下からの自主的な監視の方がはるかに意義深いものではないか、株主代表訴訟の意義はますます大きい、私はこう考えておるわけでありまして。

第一勧銀のいろんな問題が取り上げられておりますけれども、あれの原因は何だと言ひ言え、やっぱり歴代の頭取たちが、特定株主、総会屋と癒着する、結託する、そういう風土を見て見ぬふりをしてきたことに最大の原因があるんだろーと思ひます。あのうちのだれか一人が、もう総会屋とは手を切ろう、やめよう、株主総会が自分責任を持って対応する、五時間かかろうが六時間かかろうが問題ではない、こういうことできちつと言ひ言ふ問題は起きなかつたわけでありまして、そういう立派な頭取が遺憾ながら一人もいなかった。何とか簡単に済ませるように考えて

くれよというのを陰に陽に下の者に押しつけて、それでこういう事件がひっきりなしに起きてきた、こういうことだろーと思ひわけでありまして。

いつまでたつてもこういう問題は解決しない、この体質が一掃されない限りはどんな立派な組織をつくつてみても仕方がないことだろー。やっぱりこれを監視していくのが各株主でありまして、株主代表訴訟を提起して、例えば第一勧銀の場合には焦げついた不良債権の七十五億、あれは当然のこと歴代の頭取たちに請求すべきだろーと思ひます。そして、多分裁判所はそれを認めると思ひます、ああいう不正行為、不法行為を黙認していった、こういうことでありますから、株主代表訴訟の持つ意義はますます大きくなつてくるだろーと思ひます。

しかし、これまでもこういう総会屋絡みの事件といひ、これは最近でも味の素、高島屋、それからキリンビール、伊勢丹、そこ、イトーヨーカ堂とかいろいろ起きたわけですね。これはやっぱり経団連にも一つの責任があるんだろーと思ひます、経済界の指導者ですから、もういいかげんにしよう、もう総会屋を追放しよう、これから事件を起こすような会社があったらもう我々の仲間に入れない、永久追放だ。それぐらいの宣明を発すべきであつたにもかかわらず、その都度何か陰でぼそぼそ困つたんだろーと言ひ言っている程度なんですね。一体どうしたんだろーかとある席で私はこの話をしましたら、ある経済人が、先生、そんなことを言つても無理ですよ、経団連の会長その他の幹部連中の会社も皆やつていられるんですよ、とても無理ですよ。本当かそかわかりませんけれども、そういうことを言つておりました。

やっぱりそういうことじゃいかぬので、株主代表訴訟を我々としても守り立てていく必要があると思ひておりましたら、つい一月ほど前でしょう、か、経団連が株主代表訴訟を制限しよう、こういう提案をしたということが新聞に出ておりました。

た。その理由が大変振るつておる。こういう制度があると経営者が萎縮してしまうと。これこそまさに盗人たけだけしい話だろーと思ひますね。自分で悪いことをしておいて株主に訴えられる、そうすると萎縮してしまうと。そんなことは普通によればいいことなんですよ。普通にやつて利潤を上げる、それだけのことは普通です。ところが、陰でこそ悪いことをしておいて、訴えられるのはかなわぬ、制限しよう。

まさかこんな盗人たけだけしい提案に賛成する政党があるとは思ひませんけれども、その新聞によると、何か近々各党に話しかけて議員提案でも持ち込みたいんだということも書いてありました。おかしい話だ、こういう気もしておるわけでありまして。

こんなことが続く限りいつまでも問題は解消しない、やっぱり株主代表訴訟できちつと対応していこう。こういう問題につきまして、皆さん方は経済が専門のようですから、株主代表訴訟は商法の問題、法律の問題なので専門外かもしれせんけれども、やはり経済人として無関心ではおられないと思ひます、経済専門家としていたしまして、いろんな意味で御研究もなさつておるので、この株主代表訴訟を制限しようとかかつておる経団連の態度につきまして、皆さんのひとつ高邁な御意見を承れば、こう思ひわけでありまして、残り時間がほぼ五分ありますので、一人一分ぐらいでお願いいたします。

○参考人(西崎哲郎君) 経団連のその提案がどういふものか私は存じていませんが、当然しかし株主代表訴訟は私は活用すべきだろーと思ひます、現実にはこれはもうどんどん出てくると思ひます。

問題はさらに、株主代表訴訟ではなくて、要するに企業防衛、企業のためにということが社会的責任、公共的な責任あるいは株主に対する責任より優先しているわけですから、ペナルティーを大きくして、企業のために思ひつたことがもたらん経営者としてもあるいはその金融機関、企業

全体にとつても取り返しのつかない打撃を受けるという、それがはっきりしてこない、基本には日本の原因責任や米法の結果責任という法体系的な考え方もあるんですが、しかし私は総会屋の問題だけではなくて、過剰融資の問題にしても不良債権の問題にしても解決しないだろーと思ひます。

○参考人(池田和人君) 私も、株主代表訴訟を初めとして外部からの経営に対するチェックということが今まで以上に強く働くような体制をつくり上げないことには、日本企業の抱えている問題は根深い構造的な問題であつて、経営に対する外部からのチェック体制の確立ということがなければ、解決といひますか克服していくのは非常に難しいと思ひます。

それで、株主代表訴訟の場合もさまざまな壁があるわけでありまして、経営の内部情報等について一般の株主はアクセスしにくい。したがつて、訴訟をしてもなかなか勝てない可能性等があるわけですね。したがつて、刑事事件になつたりとか、とにかく検査当局が入つて明らかにした事例についてしか実質上の株主代表訴訟はできないというふうな問題等があるわけでありまして、これはずつと出ております情報開示等の問題と絡みますけれども、株主代表訴訟は一つの手だてとして、それを支えるような手だても含めて外部からの経営チェック体制ということ強化するべきであつても、それを緩和することとはあり得ないことだと思ひます。

○参考人(賀来景英君) 今、株主代表訴訟の点を強調されたいけれども、そして私はそれは重要な意義を持つと思ひますけれども、これは申すまでもなく株主が権利を行使するときの一つの権限形態でありまして、そういうものが存在する、実際に起こされなくても存在するということだけで牽制効果を持ちますが、しかしこれはあくまで極限形態でありまして、やはり日常的にもつと、訴訟という形態でなくて、株主による経営のチェックが行われるということが重要なことだと思ひわ

ですから、やや逆説的に申しますが、私は総会屋の跳梁を許しているのは一般株主の責任である、このように考えております。彼らが黙っているから総会屋の独壇場になるわけでございます。しかし、これはもちろん一般株主よしかりせよというふうな精神論を説いても全く無意味でございますして、そうなっている仕組みを改めなければいけない。その仕組みの最大のものは日本の経済の持ち合いに象徴されるような構造でございます。当然に黙っている株主が大多数を占めている、そこを変えていくことが一番必要なことだと思っております。

○参考人(小林義治君) 株主代表訴訟も一つの経営をチェックするシステムだとは思いますが、それでも、先ほど池尾さんからもあったように、それのできる範囲というのでも現状においては限られるという話が一つと、それから今、賀来参考人がおっしゃったように、現実には多数株主というのが相互持ち合いのもので、結局仲間が多数派の株主になってしまっている、お互いにそういう構造になっている、したがってチェックもきかない、そういうふうな問題が根本にあるんじゃないかというところだろうと思います。

○佐藤達夫君 私も全く同意見でございます、役所による上からの検査、監視よりも、さらに一般株主による、むしろ一般国民と言ってもいいかもしれません、監視が極めて重要な意義を持つのだらうと。先ほど国民参加の検査という言葉も使われておりましたが、そのシンボルとして株主代表訴訟を考えていると、こういうわけでありま

最後になりましたけれども、もしこれから経団連がこの株主代表訴訟を制限しようという動きがあるとしたしますれば、皆さん方にもお願いしておきますけれども、どうぞ健筆を振るって、そんなばかなこととはない、許されないということを大いにPRしていただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

参考人の皆様方に一言御礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見を賜り、まことにありがとうございました。委員会を代表させていただきます。次回は明十一日に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律

- 第一章 總理府關係(第一條—第十四條)
第二章 外務省關係(第十五條—第十六條)
第三章 大藏省關係(第十七條—第十九條)
第四章 文部省關係(第二十條—第二十八條)
第五章 厚生省關係(第二十九條—第三十四條)
第六章 農林水產省關係(第三十五條—第四十
一條)
第七章 通商產業省關係(第四十二條—第五十
一條)
第八章 運輸省關係(第五十一條—第五十九條)
第九章 郵政省關係(第六十條—第六十一條)
第十章 労働省關係(第六十二條—第六十六條)
第十一章 建設省關係(第六十七條—第七十二
條)
- 附則

第一章 総理府関係

(北方領土問題対策協会法の一部改正)

第一条 北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條に次の一項を加える。

協会は、前項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、第十九条各号（第四号を除く。）に規定する業務以下この項において「一般業務」という。）に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「貸借対照表等」という。）を官報に公告し、かつ、貸借対照表等、一般業務に係る附屬明細書及び事業報告書、同項の決算報告書並びに貸借対照表等及び同項の決算報告書に関する監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

る法律の一部改正

二条 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第九條の見出し中「の作成及び提出」を削り、同条第一項中「作成し」の下に「、これに関する意見の意見を付けて」を加え、同条第二項を次のように改める。

協会は、前項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表、貸付業務に係る附属明細書及び事業報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

海外経済協力基金法の一部改正

二条 海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「(財務諸表等)」に改
 定し、同条第一項中「次項を」この条に改め、同

第二項中「これに」の下に「当該事業年度の業
務報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削
ぐ、「つけなければならぬ」を「付ければなら
ぬ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 基金は、第一項の規定による経済企画庁長

官の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附屬明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、總理府令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

(国民生活センター法の一部改正)

第四条 国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第二項中「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度

3 センターは、第一項の規定による経済企画の「を削り、「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

庁長官の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細

書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、事務所に着て置き、総理府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

(理化学研究所法の一部改正)

第五條 理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。

臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附屬明細書及び事業報告書並びに前頁の決算報告書

及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、総理府令で定める期間、一般の閲覧に供しなすべし。

(科学技術振興事業団法の一部改正)
六条 科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)の一部次のように改正する。

第三十七条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を、「決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、総理府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改める。

(宇宙開発事業団法の一部改正)

第七条 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(動力炉・核燃料開発事業団法の一部改正)

第八条 動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、総理府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(日本原子力研究所法の一部改正)

第九条 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「七月三十一日」を「六月三十日」に改める。

第二十八条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「二月」を「一月」に改め、同条

第三項を次のように改める。

3 研究所は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(環境事業団法の一部改正)

第十条 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業団は、第一項の規定による環境庁長官の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、総理府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第十一条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第九十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 協会は、第一項の規定による環境庁長官及び通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、総理府令、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(地域振興整備公団法の一部改正)

第十二条 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第二項中「これ」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、「添付を添付」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公団は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、総理府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第三十三条の二第三項中「通商産業大臣」との下に「第二十四条第三項」を加える。

(水資源開発公団法の一部改正)

第十三条 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「二月」を「一月」に改め、同条第二項中「これ」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、「つけなければならぬ」を「付ければならぬ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 公団は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、総理府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第十四条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第六項中「第十条の四第四項」を「第十条の四第六項」に改める。

第十条の四第三項中「事業報告書」を「業務報告書等」に改め、同条第十項を同条第十二項と

し、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 基金は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、業務報告書等及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、総理府令・大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5 第三項に規定する業務報告書及び前項に規定する附属明細書に記載すべき事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

第十条の五中「事業報告書」と、「業務報告書等」とに、「及び第九項」を「及び第十一項」に改める。

第二章 外務省関係

(国際交流基金法の一部改正)

第十五条 国際交流基金法(昭和四十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 基金は、第一項の規定による外務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、外務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(国際協力事業団法の一部改正)

第十六条 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「(財務諸表等)」に改

め、同条に次の一項を加える。

4 事業団は、第一項の規定による外務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、外務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 大蔵省関係

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)
第十七条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「作製、提出及び公告」を「作成、提出等」に改め、同条第一項中「作製」を「作成」に、「附して」を「付して」に改め、同条第二項中「その財務諸表を公告しなければならぬ」と、「財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

第十九条の見出し中「作製、提出及び送付」を「作成、提出等」に改め、同条第一項中「作製」を「作成」に、「附し」を「付し」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公庫は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(日本輸出入銀行法の一部改正)

第十八条 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第二項中「その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない」を「遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

3 日本輸出入銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第二項に規定する附属明細書及び前項に規定する業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

第三十七條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 日本輸出入銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(日本開発銀行法の一部改正)

第十九条 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第二項中「その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない」を「遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

3 日本開発銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第二項に規定する附属明細書及び前項に規定する業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

第三十五條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 日本開発銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第四章 文部省関係

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第二十条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条第四項中「同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備えて置かなければならない」と、「財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第二十一条 放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「これ」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の業務報告書」を「決算報告書(以下この条において「業務報告書」という。))」に改め、同条第二項中「決算報告書」を「業務報告書等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 学園は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、主務省

令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(国立教育会館法の一部改正)

第二十二條 国立教育会館法(昭和三十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「以下」の下に「この条において「これ」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を、「決算報告書」の下に「(以下この条において「業務報告書等」という。))」を加え、「つて」を「付けて」に改め、同条第二項中「決算報告書」を「業務報告書等」に、「つて」を「付けて」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 教育会館は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(日本育英会法の一部改正)
第二十三條 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「これ」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の業務報告書」を「決算報告書(以下この条において「業務報告書」という。))」に改め、同条第二項中「決算報告書」を「業務報告書等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 育英会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(日本私学振興財団法の一部改正)

第二十四條 日本私学振興財団法(昭和四十五年

法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「これ」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の決算報告書」を「決算報告書(次項において「業務報告書」という。)」に、「つけて」を「付けて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 財団は、前項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)
第二十五条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「及び附属明細書並びに業務報告書等を各事務所に備えて置かなければならない」を、「附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改める。

(日本学術振興会法の一部改正)
第二十六条 日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「及び附属明細書並びに業務報告書等を事務所に備えて置かなければならない」を、「附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改める。

(日本体育・学校健康センター法の一部改正)
第二十七条 日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「これ」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の決算報告書」を「決算報告書(以下この条において「業務報告書」という。)」に改め、同条第二項中「決算報告書」を「業務報告書等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 センターは、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(日本芸術文化振興会法の一部改正)
第二十八条 日本芸術文化振興会法(昭和四十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「これ」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を、「決算報告書」の下に「(次項において「業務報告書」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 振興会は、前項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第五章 厚生省関係
(心身障害者福祉協会法の一部改正)
第二十九条 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条中「損益計算書」の下に「(次項において「財務諸表」という。)」を、「これ」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「つけて」を「付けて」に改め、同条に次の一項を加える。

2 協会は、前項の規定による厚生大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、厚生省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第三十二条第二号中「第二十二号」を「第二十二号第一項」に改める。

(社会福祉・医療事業団法の一部改正)
第三十条 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を、「決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、厚生省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第三十一条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「その財産目録及び事業状況報告書を公告し、且つ、これを定款とともに各事務所に備えて置かなければならない」を「遅滞なく、第十三条第一項から第三項までに規定する業務に関する財産目録、事業状況報告書、貸借対照表及び損益計算書(以下この項において「財産目録等」という。又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財産目録等及び附属明細書並びに財産目録等に関する監事の意見を、定款とともに各事務所に備えて置き、厚生省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する事業状況報告書及び前項に規定する附属明細書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

(老人保健法の一部改正)
第三十二条 老人保健法(昭和五十七年法律第八

十号)の一部を次のように改正する。

第七十条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 基金は、第一項の規定による厚生大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を、各事務所に備えて置き、厚生省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(介護保険法の一部改正)
第三十三条 介護保険法(平成九年法律第

号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を、「決算報告書及び監事の意見を、各事務所に備えて置き、厚生省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正)
第三十四条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第二項中「これ」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、「添付」を「添付」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業団は、第一項の規定による厚生大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見を、事務所に備えて置き、厚生省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第六章 農林水産省関係
(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
第三十五条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六十九條第四項中「を公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない」を「又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表、附屬明細書及び事業報告書並びに第二項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ」に改める。

第三十九條 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第二十三條の二十六の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。
3 協会は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表及び附屬明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

第三十六條 農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
第三十三條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。
3 公団は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表及び附屬明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

第三十七條 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第八十七條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。
3 基金は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表及び附屬明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

第三十八條 農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第三十四條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所

に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ」に改める。
(競馬法の一部改正)

第三十九條 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第二十三條の二十六の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。
3 協会は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表及び附屬明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

第三十六條 農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
第三十三條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。
3 公団は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表及び附屬明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

第三十七條 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第八十七條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。
3 基金は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表及び附屬明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

第三十八條 農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第三十四條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所

の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表、附屬明細書及び業務報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

第七章 通商産業省関係
第七條 アジア経済研究所法(昭和三十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第二十六條の見出しを「(貸借対照表等)」に改め、同条中「損益計算書」の下に「業務報告書」を加え、「附して」を「付して」に改め、同条に次の一項を加える。
2 研究所は、前項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附屬明細書、業務報告書及び決算報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。
第二十七條中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三十八條第二号中「第二十六條」を「第二十六條第一項」に改める。
(日本貿易振興会法の一部改正)
第四十三條 日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第二十五條の見出しを「(貸借対照表等)」に改め、同条中「損益計算書」の下に「業務報告書」を加え、「附して」を「付して」に改め、同条に次の一項を加える。
2 振興会は、前項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附屬明細書、業務報告書及び決算報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所

に備えて置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。
(自転車競技法の一部改正)
第四十四條 自転車競技法(昭和二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第十二條の二十三に次の二項を加える。
日本自転車振興会は、前項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対照表、損益計算書、附屬明細書及び事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する監事の意見書を、各事務所に備えて置き、命令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。
第一項に規定する事業報告書及び前項に規定する附屬明細書に記載すべき事項は、命令で定める。
第十三條の十七中並びに第十二條の二十一から第十二條の二十四までを「第十二條の二十一、第十二條の二十二、第十二條の二十三第一項並びに第十二條の二十四」に改める。
第二十九條第四号中「第十二條の二十三」を「第十二條の二十三第一項」に改める。
(小型自動車競走法の一部改正)
第四十五條 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第十九條の二十三に次の一項を加える。
2 日本小型自動車振興会は、前項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対照表、損益計算書、附屬明細書及び事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する監事の意見書を、各事務所に備えて置き、省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければ

に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ」に改める。
(森林開闢公団法の一部改正)
第四十一條 森林開闢公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第三十二條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「二月」を「一月」に改め、同条第三項を次のように改める。
3 公団は、第一項の規定による農林水産大臣

の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表、附屬明細書及び業務報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表、附屬明細書及び業務報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表、附屬明細書及び業務報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表、附屬明細書及び業務報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

ならない。

第二十條の十七中「並びに第十九條の二十一から第十九條の二十四まで」を「第十九條の二十一、第十九條の二十二、第十九條の二十三、第一項並びに第十九條の二十四」に改める。

第三十四條第四号中「第十九條の二十三」を「第十九條の二十三第一項」に改める。

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正)

第四十六條 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなばならない」に改める。

(金属鉱業事業団法の一部改正)

第四十七條 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなばならない。

(石油公団法の一部改正)

第四十八條 石油公団法(昭和四十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に

公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなばならない。

(中小企業事業団法の一部改正)

第四十九條 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなばならない。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第五十條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「第二十九條乃至」を「第二十九條、第二十九條ノ二、第三十一條ノ二」に改め、「同法第三十條第一項中貸借対照表トアルハ之ヲ貸借対照表、損益計算書トシ剰余金処分案トアルハ之ヲ剰余金処分案又ハ損失処理案トシ同法第三十一條中求ムベシトアルハ之ヲ求ム承認アリタルトキハ遅滞ナク貸借対照表及損益計算書ヲ公告スベシトシ」を削る。

(運輸施設整備事業団法の一部改正)

第三十九條ノ二を第三十九條ノ三とし、第三十九條の次に次の一條を加える。

第三十九條ノ二 理事長ハ通常總會ノ会日ヨリ一週間前ニ財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及剰余金処分案又ハ損失処理案ヲ監事ニ提出シ且此等ヲ主たる事務所に備フベシ

出資者及商工組合中央金庫ノ債権者ハ前項ニ掲ゲタル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

理事長ハ第一項ニ掲ゲタル書類及監事ノ意見

書ヲ通常總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

商工組合中央金庫ハ前項ノ承認アリタルトキハ遅滞ナク貸借対照表及損益計算書又ハ此等ノ要旨ヲ官報ニ公告シ且財産目録、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及事業報告書並ニ同項ノ監事ノ意見書ヲ各事務所ニ備置キ命令ヲ以テ定ムル期間此等ヲ公衆ノ縦覧ニ供スベシ

第一項ニ規定スル事業報告書及前項ニ規定スル附属明細書ニ記載スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條ノ二第一項第五号及び第五十一條第一号中「第三十九條ノ二第一項」を「第三十九條ノ三第一項」に改める。

第五十二條第三号中「本法」の下に「第三十九條ノ二第四項及」を加える。

第八章 運輸省関係

(運輸施設整備事業団法の一部改正)

第五十一條 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しなばならない」に改める。

(国際観光振興会法の一部改正)

第五十二條 国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第二項中「ときは」の下に「これに当該事業年度の事業報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、「添付」を「添付」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 振興会は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しなばならない。

(日本国有鉄道清算事業団法の一部改正)

第五十三條 日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「前項の事業報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなばならない」に改める。

(帝都高速交通営団法の一部改正)

第五十四條 帝都高速交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二條ノ二第一項中「予算及決算ニ関スル書類を」収支予算、事業計画及資金計画ニ関スル書類並ニ貸借対照表、損益計算書及命令ヲ以テ定ムル事項ヲ記載シタル事業報告書」に改め、同条第二項を次のように改める。

帝都高速交通営団ハ前項ノ規定ニ依リ同項ノ書類ヲ提出シタルトキハ遅滞ナク貸借対照表及損益計算書又ハ之等ノ要旨ヲ官報ニ公告シ且同項ノ書類及附属明細書並ニ貸借対照表及損益計算書ニ関スル監事ノ意見書ヲ各事務所ニ備置キ命令ヲ以テ定ムル期間之等ヲ一般ノ閲覧ニ供スベシ

(日本鉄道建設公団法の一部改正)

第五十五條 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「各事務所に備えて置かなければならない」を「財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しなばならない」に改める。

(鉄道整備基金法の一部改正)

第五十六條 鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「前項の事業報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない」に改める。

(船舶整備公団法の一部改正)

第五十七条 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

(モーターボート競走法の一部改正)

第五十八条 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の七の次に次の一条を加える。

(財務諸表等)

第二十二條の七の二 振興会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)並びに事業報告書を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

2 振興会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び同項の事業報告書並びに財務諸表に関する監事の意見書を、各事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

第二十二條の八中「から第五項まで」を「及び第四項」に改める。

第四十条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「及び第二十二條の八」を削り、「含む」の下に「又は第二十二條の七の二第一項」を加える。

(新東京国際空港公団法の一部改正)

第五十九条 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない」に改める。

第九章 郵政省関係

(簡易保険福祉事業団法の一部改正)

第六十条 簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業団は、第一項の規定による郵政大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、郵政省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

(放送法の一部改正)

第六十一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の見出しを「(業務報告書の提出等)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 協会は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、郵政省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

第四十条の見出しを「(貸借対照表等の提出等)」に改め、同条第一項中「(以下この条において「財務諸表」という。)」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 協会は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を、各事務所に備えて置き、郵政省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

第十章 労働省関係

(日本労働研究機構法の一部改正)

第六十二条 日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第二項中「ときは」の下に「これに当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の業務報告書及び」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 機構は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第六十三条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「二月を」を「一月」に改め、同条第二項中「ときは」の下に「これに当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の業務報告書及び」を削り、「添付」を「添付」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業団は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

ない。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第六十四条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第五十条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「二月を」を「一月」に改め、同条第二項中「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、「添付」を「添付」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業団は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、その事務所に備えて置き、労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

第六十五条 中小企業退職金共済法の一部を次のように改正する。

第七十四条第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない」に改める。

(労働福祉事業団法の一部改正)

第六十六条 労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第二項中「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、同条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、労働省令で

定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

第十一章 建設省関係

(首都高速道路公団法の一部改正)

第六十七条 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「二月」を「一月」に改め、同条第三項中「各事務所に備えて置かなければならない」を「財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ」に改め、同条第四項中「及び」の下に「第二項の」を加える。

(阪神高速道路公団法の一部改正)

第六十八条 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「各事務所に備えて置かなければならない」を「財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ」に改め、同条第四項中「及び」の下に「第二項の」を加える。

(日本道路公団法の一部改正)

第六十九条 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「二月」を「一月」に改め、同条第三項中「各事務所に備えて置かなければならない」を「財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ」に改める。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

平成九年七月二日印刷

第七十条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第三項中「及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない」を「決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ」に改める。

(日本労働者住宅協会法の一部改正)

第七十一条 日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 協会は、第一項の規定により財務諸表を提出したときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

第四十三条第四号中「第三十条」を「第三十条第一項又は第二項」に改める。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

第七十二条 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「二月」を「一月」に改め、同条第三項中「各事務所に備えて置かなければならない」を「財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ」に改め、同条第四項中「及び」の下に「第二項の」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条の規定 平成十年一月一日

二 第六十五条の規定 平成十年四月一日

三 第三十三条の規定 平成十二年一月一日

四 第五十一条の規定 運輸施設整備事業団法附則第一条ただし書に規定する政令で定める日

(経過措置)

第二条 第一条から第五条まで、第七条から第二

十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第五十条まで、第五十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条までの規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律の規定に規定する書類(第十八条の規定による改正後の日本輸出銀行法第三十五条第二項及び第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るものを除く)から適用する。

2 第六条の規定による改正後の科学技術振興事業団法第三十七条第三項の規定は、同法附則第十一条に規定する事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

3 第三十八条の規定による改正後の農畜産業振興事業団法第三十四条第三項の規定は、同法附則第十一条に規定する事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

4 第四十条の規定による改正後の日本中央競馬会法第三十条第三項及び第四項の規定は、平成九年一月一日に始まる事業年度に係る同条第三項及び第四項に規定する書類から適用する。

(炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「第二十四条第一項及び第二項」を「第二十四条第一項から第三項まで」に改め、「同法」の下に「第二十四条第三項、」を加える。

(旧日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四条 旧日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、並びに「を」及び「に」を改め、「同法」の下に「第二十四条第三項、」を加える。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第五条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第二号中「第三十九条ノ二第一項」を「第三十九条ノ三第一項」に改める。

平成九年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C